

平成 29 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 12月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 21
-

平成 29 年 12 月 15 日（金曜日）

総務委員会会議録

平成29年12月15日 金曜日

午前10時00分開議

午後 2時26分開議（実時間200分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）
1. 議案第115号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第119号・八代広域行政事務組合規約の一部変更について
1. 議案第109号・組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
1. 議案第110号・八代市平成28年熊本地震復興基金条例の制定について
1. 議案第108号・八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
1. 議案第121号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について
1. 議案第122号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
1. 請願第1号・携帯電話不感地域の解消について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

（八代市防災行政無線等の総合的見直しについて）

（当初予算編成方針について）

（固定資産税の課税誤りについて）

（中期財政計画について）

（八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の取り組み状況について）

（相談業務機能強化に伴う人権特別相談員の設置について）

（第2次八代市総合計画基本計画の検討状況について）

（第3次八代市行財政改革大綱の策定状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長 前 川 祥 子 君
副委員長 村 川 清 則 君
委員 大 倉 裕 一 君
委員 橋 本 隆 一 君
委員 古 嶋 津 義 君
委員 村 上 光 則 君
※欠席委員 村 山 俊 臣 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 岩 本 博 文 君
財務部次長 松 村 浩 君
財務課長補佐 中 村 光 宏 君
財政課副主幹兼
財政政策係長 吉 永 千 寿 君
資産税課長 遠 山 光 徳 君
総務部長 水 本 和 博 君
人事課長 白 川 健 次 君
危機管理課長 南 和 治 君
企画振興部長 宮 村 明 彦 君
企画政策課長 田 中 孝 君
市民環境部長 國 岡 雄 幸 君
市民活動政策課長 福 本 桂 三 君
人権政策課長 澤 田 宗 順 君

○記録担当書記

岩 崎 和 平 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（前川祥子君） 定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を

開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第１０２号・平成２９年度八代市一般会計補正予算・第５号（関係分）

○委員長（前川祥子君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第１０２号・平成２９年度八代市一般会計補正予算・第５号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○財務部長（岩本博文君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部長、岩本でございます。本日も総務委員会、お世話になります。

本委員会に付託されました議案につきまして、総務委員会審査案件に従って、本日も説明をさせていただきますけれども、まず議案第１０２号・平成２９年度八代市一般会計補正予算・第５号の歳入及び第１２款の諸支出金を松村財務部次長が説明いたします。

次に、議案第１１５号・平成２９年度八代市一般会計補正予算・第６号の歳入並びに歳出の第１款・議会費及び第２款・総務費についても、松村財務部次長が説明をいたします。

そのほかは、事件議案、条例議案につきましては関係各課長が説明いたしますので、本日もよろしくお願いいたします。

○財務部次長（松村 浩君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部次長の松村でございます。よろしくお願いいたします。それでは、座らせていただきますして説明させていただきます。

それでは、別冊となっております議案第１０２号・平成２９年度八代市一般会計補正予算書・第５号をお願いします。総務委員会付託分について御説明いたします。

１ページをお願いします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第１条で、歳入歳出それぞれ７億５６５０万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ６９０億２７００万円としております。

第２条では繰越明許費の補正を、第３条では債務負担行為の補正を、第４条では地方債の補正をお願いしておりますが、内容は４ページから５ページに記載しておりますので、４ページをお願いいたします。

第２表、繰越明許費補正の追加としまして、まず、第２款・総務費、項１・総務管理費の新庁舎建設関連事業で３６７２万円の設定を行っております。これは、新庁舎建設に当たり、安定した地盤まで、くいを打ち込むことで、現庁舎敷地内にあります松江城水源の井戸を汚濁する可能性がありますことから、水道局に対して新たに予備井戸を設置する補償費でございますが、年度内の完了が見込めないことによるものでございます。なお、完了は平成３０年５月末を予定いたしております。

次の、款４・衛生費、項２・生活環境費の環境センター建設事業４６億５２７８万２０００円は、熊本地震による工事中断期間を挽回しようとして、早期完成を目指して鋭意取り組んでまいりましたが、年度内の完了が見込めませんので、繰り越すものでございます。

次に、款６・商工費、項１・商工費の熊本地震復興観光拠点整備等推進事業で１５００万円の設定でございます。これは、一般社団法人ＤＭＯやつしろが、県の熊本地震復興基金交付金を活用して、本町アーケード内に、くまモンをモチーフとしたカフェの開設や、くまモンストリートファニチャーを整備する事業に対しての補助金を今回の補正予算をお願いしておりますが、年度内の完了が見込めませんので、あわせて繰り越すものでございます。

最後の、款８・消防費、項１・消防費の消防施設整備事業で１６２万円の設定は、簡易水道

事業特別会計で整備します白岩戸地区において、設計変更などにより繰り越し事業となりましたことから、あわせて整備することとしました消火栓5基の負担金につきましても繰り越しものでございます。

次は、第3表、債務負担行為補正でございます。

まず、新庁舎建設埋蔵文化財発掘調査業務委託としまして、期間を平成29年度から平成30年度まで、限度額を8622万5000円に設定しています。これは、庁舎建設に当たり、建設予定地が八代指定史跡、八代の藩校伝習堂跡及び教衛場跡になりますことから、発掘調査が必要となったことに伴い設定するものでございます。なお、完了は30年9月を予定しております。

次の、被保護者及び生活困窮者就労準備支援業務委託としまして、期間を平成29年度から平成30年度まで、限度額を723万2000円に設定しています。これは、専門的な支援が可能な事業者へ業務委託するもので、その選定に当たってはプロポーザル方式を実施し、29年度内に契約を行い、4月からの円滑な業務を行うものでございます。

次の、環境センター施設整備・運営事業（平成29年度）としまして、期間を平成29年度から平成50年度まで、限度額を1億6979万4000円に設定しています。これは、運営委託の期間を20年とした平成26年度設定の債務負担行為の期間、平成49年度までが、熊本地震により工事がおくれたため、約半年間延長する必要があることから追加して新たに設定するものでございます。

最後の、八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備基本・実施設計業務委託として、期間を平成29年度から平成30年度まで、限度額を7665万円に設定しています。これは、施設の早期完成を目指すため、29年度と30年度の2

カ年で基本・実施設計を行うものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の変更を行うものでございます。

まず、ごみ処理施設整備事業では、補正前の限度額56億5760万円に1億4030万円を増額し、補正後の額を57億9790万円に変更しております。

次の、土地改良事業では、補正前の限度額1億6960万円に500万円増額し、補正後の額を1億7460万円に変更しております。

最後の、災害復旧事業では、補正前の限度額3億5870万円に3930万円増額し、3億9800万円に変更しております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、これまでと同じでございます。

詳細につきましては、10ページの歳入、款21・市債のところで、改めて説明いたします。

引き続き、歳入を説明いたします。9ページをお願いいたします。

款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節2・児童福祉費負担金で1億1315万2000円を計上しております。これは、保育所運営費負担金でございますが、私立認可保育所と地域型保育所において、国の制度改正により、保育士の処遇改善加算率の増加やキャリアアップ加算の創設に係る経費と、地域型保育所において入所児童数の増加に伴う経費に対する国の負担金分でございます。

次の款15・県支出金、項1・県負担金、目1・民生費県負担金、節2・児童福祉費負担金の保育所運営費負担金5657万6000円は、ただいま説明しました国庫負担金と内容は同じでございまして、県負担分の4分の1でご

ざいます。

次は、項２・県補助金、目１・総務費県補助金、節１・総務管理費補助金２億９２４４万６０００円は、熊本地震復興基金交付金でございまして、まず、被災私道復旧支援事業に３００万円を予定していますが、これは、熊本地震により被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費の一部に対して補助されるものでございます。

２つ目の、地域コミュニティ施設等再建支援事業１０４４万６０００円は、熊本地震で被災した地域や集落において、地域コミュニティの場として、長年利用されてきた神社の鳥居やお堂、灯籠などの再建に係る経費の一部について補助されるものです。

３つ目の、創意工夫分（枠配分）の２億７９００万円は、住家や公共土木施設等の被災規模による配分と政令市を除く被災の大きかった団体を対象に人口規模を基準とした配分の合計額が示されたことで、県の統ルールに沿った事業以外に市町村独自の復旧、復興に活用するために交付されるものです。

次に、目４・農林水産業費県補助金、節１・農業費補助金で１５３９万円を計上しております。

内訳は、説明欄の上から、まず、産地パワーアップ事業費補助金１４６万円は、産地パワーアップ計画に基づき、高収益な作物、栽培体系への転換を図る取り組みを行う農業者等に対して補助されるもので、株式会社アグリ日奈久が実施主体となり、薬剤散布用マルチローターの導入を行うものでございます。

次の、中山間地域所得向上支援事業補助金の３５３万円は、鳥獣被害防止施設の整備に対して補助されるもので、八代市有害鳥獣被害対策協議会が実施主体となり東陽町下久木野地区に防護柵を設置するものでございます。

次の、熊本県農業農村整備事業補助金の２４０万円と、次の農地耕作条件改善事業補助金８００万円は、農業の競争力強化に向けて、農地中間管理機構による担い手への農地の集積、集約化を加速するため、従来の農地、農業水利施設等の整備に加え、農業者の自力施工も活用した農地の区画拡大や暗渠排水路等の耕作条件の改善に対して国と県から補助されるもので、補正の内容は、日奈久新開町塘添上地区で実施する排水路の測量設計及び改修工事でございます。

１０ページをお願いします。

目８・災害復旧費県補助金、節１・農林水産業施設災害復旧費補助金の５５２万５０００円は、林道施設災害復旧費補助金としまして、９月の台風１８号で被害を受けました泉町の林道南川内線の災害復旧工事費に対するものでございます。

次に、款１９、項１、目１、節１・繰越金で８８８１万１０００円を計上いたしております。これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款２１、項１・市債、目３・衛生債、節１・生活環境債の１億４０３０万円は、環境センター建設事業において、熊本地震により工事を中断したため、工期を延長したことに伴い発生した施工監理業務委託料や現場事務所費などの追加経費と、想定より規模が大きかった地中障害物撤去費の増額に係るもので、事業費に対して９５％の合併特例債でございます。

次に、目４・農林水産業債、節１・農業債の５００万円は、先ほど県補助金で説明しました、日奈久新開町塘添上地区の排水路の測量設計及び改修工事に係るもので、事業費から補助金を差し引いた額の充当率９０％でございます。

次に、目９・災害復旧債に３９３０万円を計上しています。

節１・その他公共・公用施設災害復旧債の３６７０万円は、新庁舎建設に当たり、水道局に対する松江城水源地の予備井戸設置補償費に係るもので、充当率１００％の一般単独災害復旧事業債を予定しています。

次の、節２・農林水産業施設災害復旧債の２６０万円は、先ほど県補助金で説明しましたように、９月の台風１８号で被害を受けました、泉町の林道南川内線の災害復旧工事費に対する市債で、起債対象事業費から県補助金を除いた額の９０％でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。１４ページをお願いします。

款１２・諸支出金、項１・基金費、目７・平成２８年熊本地震復興基金費に２億７９００万円を計上しております。これは、熊本県において平成２９年９月補正予算において予算化されました平成２８年熊本地震復興基金交付金のうち、創意工夫分として被害の大きかった市町村に配分されるもので、本市では、基金を新たに創設し、全額を積み立てるものでございます。

今後、市町村の実情に応じて、既存制度や統一ルール分の事業では拾い切れない被災者のニーズにきめ細かに対応し、復旧、復興に活用することとなっておりますので、本市でも県の趣旨に沿って今後活用していくことといたしております。

なお、特定財源としまして、全額、県の熊本地震復興基金交付金を予定いたしております。

以上で、補正予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） まず、９ページの県支出金で、きのうも建設環境委員会のほうで、ちょっと話題といいますか、質疑に上っていたと

ころがあるんですが、被災私道復旧支援事業、財源が１０分の１０、県のほうから来るということで、非常にありがたい話ではあるんですけども、この財源を確保するためという部分では、こういった制度——制度で言うのかな、期限的なものがあるのかどうかということをまずお聞かせいただけますか。期限。この交付金を活用するためには申請の期限があるとか、何か条件的なものがあるとか。今までにはなかった話だというふうに、きのうも委員会で、ちょっとお聞きしたんですが、概略的なところをお聞かせいただければと思います。

○財政課副主幹兼財政政策係長（吉永千寿君）

おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財政政策係長をしております吉永と言います。

被災私道の部分ですね、確かに、公共施設ではないところへの補助というか、財源ということでのお尋ねだと思いますけれども、確かに、通常は、そういうのはありませんが、今回、熊本地震の復旧というところの話で、財源が県の復興基金交付金という説明しておりますとおり、国から熊本県に特別交付税が去年、平成２８年度に５１０億、一括して交付されてます。その活用メニューの一つという形になるんですけども、通常の公共施設の復旧等では救いきれない、被災者とか私道、そういうのも含めまして、そういうところにも目を配って、県の交付金が使えるようにというふうに、特別に認められたような感じのルールになっていますので、今までにはなかったというような形にはなるかと思いますが、今回、そういう活用メニューも県のほうが用意されたということで、それに該当する内容について、八代市のほうでも周知を図った結果、該当する修復に手を挙げられる場所があったということで、活用することになったということでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 概略、中身的にはわかりましたけれども、こういう新しい制度という部分においては、しっかり市民への周知ですね、私は知らなかったというような話が出てこないような広報活動、周知をですね、お願いをしておきたいというふうに思います。

それから、市債のほうでお尋ねをしたいのですが、合併特例債を使われてる部分があるというふうに思いますが、総額、限度額に対して、今、何%の借入率になっているのか。今回の財源を確保された結果として。

○財政課副主幹兼財政政策係長（吉永千寿君）

これまでの合併特例債のトータルという意味でよろしいですかね。

○委員（大倉裕一君） 限度額に対して、活用額を教えていただければ助かります。

○財政課副主幹兼財政政策係長（吉永千寿君）

ちょっと手持ちの資料でですね、まず28年度末の決算で言いますと、発行可能額401億6700万に対して150億7100万ということで37.5%です。今のは28年度決算までの話ですので、29年度当初予算から、ずっと補正でプラスが出てきてます。直近の29年度の予算ベースの発行予定額も加えますと、224億2000万ぐらいまで、28年度の150億からふえているところになりますので、ちょっと済みません。パーセントは、ちょっとはじいてみないとわからないんですけど、予定では224億まで上がっているところです。

以上です。（委員大倉裕一君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） 14ページの諸支出金のところの平成28年熊本地震復興基金、創意工夫分、粋配分ということでもありますけれども、将来的に、積立金でありますので、どういう事業をされるのか、想定をされるような事業

をわかれば教えていただければ。

○財政課長補佐（中村光宏君） 財政課の中村でございます。よろしくお願いします。

今現在のところではですね、まだはっきりとした活用の計画はございません。今後、平成30年度ですね、当初予算を編成する中で、活用できるような事業があればですね、模索していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（古嶋津義君） これは地震関連だけでなく、創意工夫分だから、いろんな事業にも使われるということでしょうかね。

○財政課長補佐（中村光宏君） 基本的にはですね、熊本地震で被災されました被災者の方の支援というような形で活用することになりますけれども、幾つか県のほうから条件等も示されておりまして、例えば、国庫補助金の既存制度があるものについては活用できないですとか、県の統ルール分の基金事業がありますけれども、その補助のかさ上げができないですとか、それから補助率については原則2分の1というふうな条件がっております。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第102号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 1 5 号・平成 2 9 年度八代市一般会計補正予算・第 6 号（関係分）

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第 1 1 5 号・平成 2 9 年度八代市一般会計補正予算・第 6 号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（松村 浩君） 松村でございます。引き続き、座らせていただきまして説明させていただきます。

それでは、別冊となっております議案第 1 1 5 号・平成 2 9 年度八代市一般会計補正予算書・第 6 号をお願いします。総務委員会付託分について御説明いたします。

1 ページをお願いします。

まず、第 1 条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ 7 2 9 0 万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 6 9 0 億 9 9 9 0 万円といたしております。

まず、歳入を説明します。7 ページをお願いします。

款 1 0、項 1、目 1、節 1・地方交付税の 7 2 9 0 万円は、今回の補正予算の一般財源でございます。

続きまして、歳出の説明に入ります前に、まず、今回の補正予算における人件費の補正内容につきまして御説明いたします。

本年度の人事院勧告に基づく給与改定につきましては、昨年度、熊本地震の影響などにより実施を見送っていることから、本市におきましては 2 年ぶりの実施となっております。

今回の改定では、給料表、期末勤勉手当が対象となっており、まず、給料表につきましては水準を平均 0. 2 5 % 引き上げるものでございます。若年層に重点を置いた引き上げ改定となっており、この改定による引き上げ対象者は、全会計で 7 8 2 名となっております。

次に、期末勤勉手当につきましては、年間支

給月数を 4. 2 月から 4. 4 月へと 0. 2 月引き上げるものでございます。

なお、議員及び特別職の期末手当につきましても、年間支給月数を 3. 1 5 月から 3. 3 月へと 0. 1 5 月の引き上げとなっております。

給与改定以外の補正の要因といたしましては、人事異動や退職者、休職者、育児休業者に伴う調整や時間外手当の追加及び市町村職員共済組合負担金の負担率改定に伴う影響によるものでございます。

それでは、歳出を説明します。

款 1・議会費でございます。項 1、目 1・議会費で 1 4 0 9 万 6 0 0 0 円を減額補正しております。報酬の 1 1 8 1 万 6 0 0 0 円の減額は、議員定数削減などによるものでございます。給料から共済費までは、同じく議員定数の削減と人事異動及び給与改定などによる議員 2 8 人分及び一般職 1 0 人分の人件費でございます。

8 ページをお願いします。

款 2・総務費、項 1・総務管理費、目 1・一般管理費では、特別職 2 人分と、一般職で 1 名減の 1 9 7 人分で 9 2 0 7 万 1 0 0 0 円を増額補正しております。人事異動や給与改定によるもののほか、休職者、育児休業者などによるものでございます。

次の、目 4・財産管理費では、一般職 4 人分で、人事異動や給与改定などで 1 4 1 万 2 0 0 0 円を増額しております。

次の、目 7・交通防犯対策費では、一般職 3 人分で、人事異動や給与改定などで 8 9 万 3 0 0 0 円を増額しております。

次の、目 8・人権啓発費では、一般職で 1 名増の 1 3 人分で、人事異動や給与改定などで 3 0 7 万 7 0 0 0 円を増額しております。

次に、項 2・徴税費、目 1・税務総務費は、一般職で 3 名増の 7 2 人分で、人事異動や給与改定によるもののほか、休職者、育児休業者な

どにより、３１８０万６０００円の増額でございます。

９ページをお願いします。

項３、目１・戸籍住民基本台帳費では、一般職２７人分で２８５万６０００円を減額しております。減額の主な理由は、人事異動等による影響額が給与改定による影響額を上回ることに由るものでございます。

次に、項４・選挙費、目１・選挙管理委員会費では、一般職６人分で、人事異動や給与改定などにより４３万２０００円を増額しております。

次の、項５・統計調査費、目１・統計調査総務費では、一般職で１名減の４人分で、人事異動や給与改定などにより５５４万８０００円を減額いたしております。

１０ページをお願いします。

項６、目１・監査委員費では、特別職１人分、一般職５人分で、７５万円を減額しております。減額の理由は、先ほどと同じく、人事異動等による影響額が給与改定による影響額を上回ることに由るものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今回の給与見直しで、ラスパイレース指数だったですかね、それはどんな感じになるのでしょうか。前回と比較ができるのであれば、そういったところも比較していただいて、御報告いただければと思いますが。

○委員長（前川祥子君） どなたか執行部の方は。

○人事課長（白川健次君） 人事課、白川でございます。よろしく願いいたします。

ラスパイレース指数につきましては、これまで９８．５という数字でございました。まだです

ね、国のほうから、速報値ということで、現段階での数値の公表は控えるようにということがあっておりますので、正確な数値は御報告は今ではできませんけれども、９８．５よりは少し下がっている状況というところで御理解いただければと思います。

以上です。（委員大倉裕一君「はい、結構です」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第１１５号・平成２９年度八代市一般会計補正予算・第６号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのため、小会いたします。

（午前１０時３１分 小会）

（午前１０時３２分 本会）

◎議案第１１９号・八代広域行政事務組合規約の一部変更について

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第１１９号・八代広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部長（水本和博君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第１１９号・八代広域行政事

務組合同規約の一部変更について、御説明を申し上げます。

当組合の規約変更につきましては、八代市、氷川町の双方の議会におきましての同文議決が必要ということでございますので、今回上程をさせていただきます。

内容につきまして、南危機管理課長より説明をいたさせます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○危機管理課長（南 和治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）危機管理課の南です。座らせていただいて説明させていただきます。

済みません。ちょっと私のほうの手違いです。ね、資料のほうを提出がちょっと遅くなりましたけども、別紙で資料の議案第119号関係資料というのを、1枚紙のほうをお配りしてあるかと思っておりますので、こちらのほうをごらんいただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○危機管理課長（南 和治君） それでは、今回の変更の理由について説明いたします。

現在の八代広域行政事務組合の規約第10条に会計管理者について規定されているところですが、地方自治法第169条第1項の規定により、会計管理者が任命できない場合がありますので、地方自治法第168条第2項及び地方自治法第170条第3項の趣旨に基づき、本組合の規約の一部を変更するものです。

具体的には、下の新旧対照表をごらんください。

規約第10条第2項を地方自治法第168条第2項の趣旨により、「会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が任命する。」とし、第10条第3項を地方自治法第170条第3項の趣旨に基づき削除し、会計管理者に事故がある場合については、別に規則

で定めるものとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 変更の理由がいま一つわからないんですが、地方自治法と現場のほうとが即しとらんというふうな部分があるのかなとは思いますが、これ、いつから改正と現場が整合がとれとらんどった状況が出てきとったんですか。

○総務部長（水本和博君） 現在、八代広域のほうでですね、この整合がとれてないという状況が今回発生したというところがございます。

9月14日の八代市議会の臨時会におきまして、広域行政事務組合の議会議員ということで選出をされておりますけども、その後、八代広域のほうの組合の臨時会のほうで、議選の監査委員ということで、村川議員のほうが議選の監査委員で現在、職をお務めになっておられますけども、ちょうど広域のほうの会計管理者というのが会計管理者兼会計課長、これは八代市の会計管理者、村川さんの実の弟さんになられるというような状況が現在、実際に発生しておるところでございます。

このために、現在、広域の会計管理者のほうとが不在というような事態が現在出ているところでございます。

これまでの規約につきましては、いわゆる、ここの改正前の規約にございますように、会計管理者、これは広域の会計管理者でございますが、これは管理者の属する市町の、これは八代市長が現在、広域の管理者でございますので、八代市の会計管理者をもって充てるというふうなことで、いわゆる充て職というふうなことで、いわゆる充て職になっております。この充て職になっておりますので、会計管理者を変更するというのもできませんので、どうしても現在の規約のほうでは

不都合が出ておるといふ実際の状況がございます。

また、地方自治法の規定によりましてですね、これは、この充て職というような形態とは少し違ってまいりますので、自治法の規定に即した形で見直しをしたいということで広域のほうからお話をいただいておりますというところでございます。（委員大倉裕一君「よくわかりました」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第119号・八代広域行政事務組合規約の一部変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

◎議案第109号・組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○委員長（前川祥子君） 次に、条例議案の審査に入ります。

それでは、議案第109号・組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○企画振興部長（宮村明彦君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

ただいま委員長にございましたとおり、議案書の5ページになりますが、組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につい

て、説明をさせていただきます。担当課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（田中 孝君） 企画政策課、田中でございます。着座にて御説明をさせていただきますと思います。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○企画政策課長（田中 孝君） 議案第109号・組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の6ページから7ページのほうをご覧ください。

平成30年4月1日付で予定をしております組織機構再編に伴いまして、6ページの第2条、八代市部設置条例を初めとする、関係する10の条例を整理し、改正するものでございます。

それでは、配付しております資料のほうをお出しいただけますでしょうか。右上に総務委員会議案第109号関係資料というふうに入れておりますが、ようございますでしょうか。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○企画政策課長（田中 孝君） 平成30年4月1日付で予定をしております組織機構再編の概要について説明を申し上げます。

平成30年4月1日から、多種多様な行政課題に迅速かつ的確に柔軟性を持った対応を可能とするため、総務部と企画振興部を、市長公室と総務企画部に再編するものでございます。

資料中ほどの図に、現行の組織と再編後の組織について記載をしております。図左側が現行の組織でございます。総務部と企画振興部を一つにし、図右側、新たに市長公室と総務企画部を設置するものでございます。

この市長公室は、秘書広報課、人事課、国際課を構成課とし、あわせて総合支援担当を配置を予定しております。また、組織に関すること

を、人事に関することとあわせて人事課が所管することとしております。

次に、市長公室の設置目的といたしましては、第1に、市長のトップマネジメントのサポート強化及び各部の連携強化と考えております。

総合支援担当が、新たな行政課題に対し、情報収集を行い、課題を整理し、迅速かつ確に柔軟性を持って関係各部へ指示、連携を促すことで、課題解決に向けた支援及び調整を行います。

総合支援担当は、固有の業務に縛られないことで、機動性高く、臨機応変に課題に対応するものでございます。

第2に、市長の基本政策に記載する重点取り組みでございます国際化に対応した組織づくりのため、市長公室に国際課を設置し、国際化の推進を図ってまいります。

2ページのほうをごらんください。

資料2ページには、参考といたしまして規則関係に、課、係のレベルの組織機構再編を記載をしておるところでございます。3ページから8ページにつきましては、組織機構の変更前後を記載しております。右側の変更後のほうで網かけ部分の係がございますが、こちらのほうが再編の箇所となっておりますので、詳細につきましては、こちらの資料のほうをごらんいただきたいと思います。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 組織をさわられるということでありまして、現行の部体制ではできないという判断をされたんだというふうに思うわけですけども、その現行でどこがどうなのかというですね、まずは評価があるべきかなとい

うふうに思ってるんですけど、そのあたりはどのような評価をなさっておられるのでしょうか。

○企画政策課長（田中 孝君） こちらのほうの（1）のほうでも、ちょっと記載をしておりますが、現在、今の組織機構、それぞれ課のほうの事務分掌に当てはまらない、またはまだ施策や事業段階の検討までいかない課題というのがふえてまいっておるところでございます。

さらには、各部連携をして取り組むべき課題もふえておるということで、まず、そちらの課題のほうを今度、市長公室に配置の予定の総合支援担当のほうで受けまして、それを各部のほうにスムーズに引き継ぎ、または検討、連携、調整を行うというような形で課題を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 何となく、わかるようで、わからんところもあつとですが、再編をされて、市長公室3課4係ということで資料をつくっていただいとつとですけども、その再編後の市長公室の体制というんですかね、組織図、市長公室に公室長という方がいらっしゃるのかどうかというのもわかりませんし、その課に何名の人たちが入ってくるのかということも、今のこの中では、ちょっと不明瞭、理解をすることができないというふうに思うところなんです。

そういった資料を出していただければ、ああ、こうなるんだなということで理解をして、賛成という形もとれるのかなとは思いますが、今のところ、ちょっと、そのあたりがわかりませんので、そのあたりの、どう考えていらっしゃるのかというところを、資料もぜひ出していただきたいと思うんですけど。（発言する者あり）はい。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○企画政策課長（田中 孝君） 議員おっしゃ

る部分も理解できます。実は私ども、組織のほうを、企画政策課のほうで組織機構のほうを担当しております都合上、今回、部の設置条例という形で出させていただいたところでございます。

口頭で、済みません、御説明になりますが、先ほどお出ししました資料のほうの３ページのほうを見ていただけないでしょうか。

こちらのほうに、右側に変更後という形で市長公室という形で載せておりますが、上のほうに部、課、係という形で入れておるところでございます。これは、部として市長公室を設置いたしまして、今おっしゃるように、済みません、人事的なところになりますが、市長公室という部長級の職員が配置される予定だというふうに考えておるところでございます。

そのほか、課のほうが現行の秘書広報課のほうから秘書・国際交流係のほうが国際課の設置に伴いまして係名を名称変更して、秘書係、さらには、そのほかの……、広報広聴係はそのままということでございます。

人事課につきましても、基本、係等はそのままでございますが、業務の、先ほどの、業務の移管の都合上、組織の業務が行くという形になっております。

国際課につきましては、今後、新設されますが、取り扱い上、課という形で今現在考えておりますので、課長と必要な職員という形の配置となろうかと考えております。

なお、済みません、人事配置につきましては、私が申し述べる部分ではないと思いますが、組織上の部の設置または課の設置ということから考えますと、そのラインの職員の配置というのは当然必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 説明は、わかるのはわかるんですが、議案を通そうというときにです

よ、組織を変えてまでも、やはり業務を行うべきときが来たんだというような判断をされたのであればですよ、私たちがわかる資料を、やっぱりつくっていただきたい、そういうふうに思います。人事のエリアだとか、そうじゃなくてですよ、組織体制の部分は張りつけができると思うんですよね。公室があるのであれば、公室長がおって、秘書課がこう分かれていって、秘書課長、人事課長、国際課長というような形になりますよというような組織図が、やはりあると、この資料よりもより理解がしやすいと思うんですが、非常に、今の状況としてはわかりづらい点があるんですけど。今からでも資料をつくって出されませんか。

○企画政策課長（田中 孝君） 今からの人事配置の部分は、済みません、どうなるか、わかりませんが、今までお話ししております課長の職とか、いわゆるポジションとして必要な部分を想定ということで、まだ変更があるということも御理解いただいた上で、資料のほうは準備したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○委員（大倉裕一君） 条例を出されて、今から変更があるというのは、どういう話なんですかね。

○企画政策課長（田中 孝君） 済みません。説明が悪うございました。

人事の配置上が、職員の配置ということになりますので、組織はこのままなんですけど、例えば、例にとりますと、課長補佐を置くとか置かないとか、職員が何人来るとか来ないとかいう部分が、済みません、最終的な人事上のことになりますので、想定としてはこういう形で考えておるところと、それが４月に行われるであろう人事上に、最終的にその人数が張りつくかというのは、それは違うかもしれないということで御理解いただければと思っています。

○委員（大倉裕一君） そのわかる時期という

のは、いつなんでしょう。それがわからないと資料が出せないということですよね、逆に、逆算すれば。

○企画政策課長（田中 孝君） いえ、確定がその人事のときにしか決定しないということで、今現在の想定としてお出しさせていただければと思っております。

○委員長（前川祥子君） 大倉委員、どうしますか。

○委員（大倉裕一君） 想定……。わかりました。今の現時点の状況で資料要求をお願いできればと思います。委員長、お願いいたします。

○委員長（前川祥子君） ただいま大倉委員から資料請求の申し出がありました。

お諮りいたします。

本委員会として資料を請求することに御異議ありませんか。

○委員（古嶋津義君） 私は、この資料で十分理解できますので、要りません。

○委員長（前川祥子君） それでは、本委員会からの資料請求に対して賛成の方の挙手を願います。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手少数であります。よって、委員会として資料請求をしないことに決定しました。

○委員（古嶋津義君） 6ページの地籍調査課のところですが、従来と違って、第1、第2に地籍係を分割されておりますが、この理由についてお尋ねをいたします。

○企画政策課長（田中 孝君） こちらの地籍調査課を分割した理由でございますが、例年、組織要望を各課からとります。それを精査した上で、現在の地籍調査の1係では人数的または業務遂行上、どうしても係長という職として業務遂行する上では足りないということがございましたものですから、2係とし、さらに業務推進を図るというようなことで係設置を考えてい

るところでございます。

以上でございます。

○委員（古嶋津義君） ちなみに、現在の進捗率はどれくらい。わかりますか。担当じゃなからんばわからんど。

○企画政策課長（田中 孝君） 申しわけございません。業務の進捗のほうは、ちょっと私でも今現在、把握をして……。 （委員古嶋津義君「はい。じゃあ、後で……」と呼ぶ） 申しわけございません。 （委員古嶋津義君「はい、結構です」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 非常に残念なんですけど、資料を出していただけないというのがですね。議案を通すための努力は、執行部として精いっぱいしていただくべきだというふうに私は思いますので、この点は要望をぜひ、しておきたいというふうに思います。

それから、よく組織機構をさわれるんですよね。例えば、秘書係と秘書広報を、この前も、つい1年前ぐらいじゃないですかね、さわられて一緒にされたとかですね。非常に、そのたんびに経費がかかっているはずですよ。今回も、全体的にですよ、全組織で組織をさわられている。行財政の、何ですかね、委員会を多分通っているだろうというふうには推測はするんですが、その結果として、これを見直し後に変えられたときに、いろんな課の表示の見直しだとか、封筒の見直しだとかあると思うんですが、こういったところ、幾らぐらい想定されているんですか。

○企画政策課長（田中 孝君） 今現在、積み上げた数字がございませんので、今現在、幾らぐらいというのは、済みません、把握をできていない状況でございます。

○委員（大倉裕一君） それでもされるということで、そういったところも、しっかり検討は

必要だというふうに思います。当初予算の時期も過ぎておりますので、そのあたりをですね、しっかりやっていただきたいと、お願いしておきます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第109号・組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第110号・八代市平成28年熊本地震復興基金条例の制定について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第110号・八代市平成28年熊本地震復興基金条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○財政課長補佐（中村光宏君） 財政課の中村でございます。

議案第110号・八代市平成28年熊本地震復興基金条例の制定について御説明させていただきます。着座にて御説明させていただきます。

それでは、議案のほう9ページをお願いしたいと思います。

議案第110号・八代市平成28年熊本地震復興基金条例の制定についてでございます。

こちらにつきましては、新たに基金を設置する際につきましては、条例を制定する必要があるということから、今回お願いをするものでござ

います。

内容につきましては、10ページをお願いいたします。

先ほど、補正予算の説明の際にもありましたように、平成29年度の県の9月補正予算で、熊本地震による災害に係る復興基金の全体像が固められ、その中で創意工夫分、いわゆる枠配分としての配分額が示されましたことから、今回、その配分額を原資といたしまして基金を創設するものでございます。

ごらんの条文ですけれども、第1条は設置の規定でございまして、平成28年熊本地震による災害からの早期復興を図るということから、今回新たに基金の設置をいたすものでございます。

次の第2条では、積立てを定めております。基金に積み立てる額としましては、予算で定める額としております。今回、先ほどの補正予算の説明にもありましたけれども、約2億7900万円を積み立てる予定としております。

それから、第3条では、その基金の管理ということでございますけれども、基金に属する現金を安全で確実な方法で管理をするということの義務づけでございまして、第4条では、その基金の運用益金の処理ということで、これにつきましては、一般会計の歳入歳出に計上して、第1条に規定します熊本地震による災害からの早期復興を図るための経費の財源に直接充てるほか、基金に積み立てるというふうにしております。

それから、第5条は、繰替運用ということで、財政上必要があると認められる場合は、確実な繰り戻しの方法や期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用できることを定めたものでございます。

また、第6条は、処分ということで、これにつきましても、第1条に規定する目的達成のために必要な経費の財源に充てる場合に限り、こ

れを処分することができるとしております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成38年12月31日にその効力を失うとしております。この条例の失効日につきましては、県の復興基金条例が東日本大震災等、ほかの被災自治体を参考に、おおむね10年をめどに復興を行うという考えから10年間で設定されており、平成28年度から考えますと平成37年度末までとなりますけれども、平成37年からの繰り越し事業を勘案し、平成38年12月31日限りと県のほうがされておりますので、本市におきましても県に合わせて同一の期限設定を行ったところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 条例そのものには問題はないというふうに思っているわけですが、今回、基金を設立をして、金融機関を指定されるわけですが、その指定に当たってはどのような方法で指定をされるのでしょうか。

○財政課長補佐（中村光宏君） 済みません。基金の設置につきましてはですね、会計課のほうですね、恐らく、口座等をつくってですね、管理するような形になるかと思っておりますけれども、そこに関しては、ちょっと、現在のところで財政課のほうでは、ちょっと想定はしていません。恐らく、指定金融機関で管理していくような形になるかとは思いますが。

○委員（大倉裕一君） 結構です。会計課のほうに勉強に行きたいと思えます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第110号・八代市平成28年熊本地震復興基金条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第108号・八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第108号・八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部長（水本和博君） それでは、議案第108号・八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本議案は、法律の改正によりまして、本市条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、白川人事課長より説明をいたさせますので、御審議よろしく願いいたします。

○人事課長（白川健次君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）人事課の白川でございます。座って説明させていただきます。

議案第108号の八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

議案書は3ページからになります。

4ページがその改正文ということになりますが、説明につきましては、配付しております、右肩にですね、議案第108号関係資料と書いてあります資料、こちらを使ってですね、行わせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1の改正の理由でございますが、就業の促進と雇用の継続を通じた職業の安定を図るため、雇用保険法等の一部改正が行われております。

これに伴いまして、地方公務員の育児休業等に関する法律、いわゆる地方公務員育児休業法が改正され、非常勤職員の育児休業について、これまで、その養育する子が1歳6カ月になるまでとなっていたものが、特別の事情がある場合には、例外的に2歳に達するまで育児休業できることとなりました。そのため、この地方公務員育児休業法の改正に合わせまして、本条例において必要な改正を行うというものでございます。

2の改正内容でございますが、まず、現在の条例第2条の4を第2条の5といたしまして、新たに第2条の4に、地方公務員育児休業法において条例で定めるとされました、非常勤職員がその養育する子の2歳に達する日まで育児休業を取得できる、子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合を定めるものでございます。

具体的には、非常勤職員やその配偶者が、その養育する子の1歳6カ月到達日に、現に育児休業をしており、その後も育児休業することが非常勤職員の継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として、規則で定める場合としております。

ここで、3の規則の内容をごらんください。

その規則では、非常勤職員の継続的な勤務のため特に必要と認められる場合として、非常勤職員の子が1歳6カ月になった後も保育所等の利用ができない場合や非常勤職員の配偶者が死亡した場合、負傷、疾病等により子の養育が困難になった場合等を規定するとしてしております。

なお、条例改正のその他の部分につきまして、第2条の4の改正に伴い必要な改正を行う

というものでございます。

施行日は、平成30年1月1日といたしております。

説明は以上です。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（大倉裕一君） 休業された後ですね、復職の際に当たって、特段の配慮がなされるように、スムーズな復職ができるようにお願いしておきたいと思います。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案108号・八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第121号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第121号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部長（水本和博君） それでは、議案第121号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、先ほどの補正予算でもございましたが、人事院勧告に伴います関連での本市条例の

一部改正でございます。

内容については、白川人事課長より説明をいたさせます。

よろしくお願いいたします。

○人事課長（白川健次君） それでは、引き続き説明させていただきます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○人事課長（白川健次君） 議案第121号の八代市長等の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書では、議案その2の5ページからということになります。

6ページが、その改正文となりますが、説明につきましては、右肩に議案第121号関係資料と書いてあります資料に基づいて行わせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1の改正理由でございますが、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。昨年度は、熊本地震の影響を勘案し、期末手当の改定を見送っておりますことから、今年度は、市議会議員の皆様と同様、2年ぶりの改定ということになります。

続きまして、2の改正の概要をごらんください。

市長等の期末手当の年間支給割合の合計を、現行の3.15月から3.30月へと0.15月の引き上げを行うものでございます。

引き上げは、改正条例の第1条で、平成29年度においては、既に支給されました12月の期末手当の分として行います。表の（1）の平成29年度の改定後の欄のアンダーラインがかかっている部分ということになります。

そうしますと、6月と12月の手当の差が大きくなりますことから、これまでと同様のバラ

ンスとするために、改正条例の第2条で、平成30年度にもう一度改正を行いまして、6月を1.575月、12月を1.725月とするようにいたしております。それが、表の（2）の平成30年度の改定後の欄のアンダーラインがかかっている数字ということになります。

そのため、施行日が2段階に分けて設定をされております。3の施行日をごらんください。

第1条に規定をいたしております平成29年度の12月分の支給のための改正を公布の日からとしまして、基準日であります12月1日から適用をいたします。また、第2条に規定しております平成30年度の支給分に係る改正につきましては、平成30年4月1日からの施行としております。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第121号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第122号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第122号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等

の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部長（水本和博君） それでは、議案第122号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、説明を申し上げます。

ただいまの121号と同様に、人事院勧告に伴いましての一般職の職員に関する部分の条例改正でございます。

説明は白川人事課長よりいたさせます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○人事課長（白川健次君） それでは、引き続きまして説明させていただきます。座って説明させていただきます。

議案第122号の八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明いたします。

議案書は7ページからになります。

8ページから、議案書の最後であります25ページまでが、その改正文となりますが、説明につきましては、先ほどと同様に、右肩に議案第122号関係資料と書いてあります資料に基づいて行わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1の改正理由でございますが、平成29年度の人事院勧告、それから熊本県人事委員会の勧告に準じまして、一般職の職員の給与を改定するものでございます。昨年度は、熊本地震の影響を勘案し、給与の改定を見送っておりますことから、先ほどの市長等の特別職と同様、今年度は2年ぶりの改定ということになります。

それでは、2の改正の概要をごらんください。

今回の改正条例では、3つの条例をあわせて改正するようにいたしております。

その1つ目が、（1）八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

その一項目めが①の給料表の改定で、平均0.25%の引き上げでございます。若年層に重点を置いた改定となっております、初任給につきましては2500円の引き上げとなっております。この改正につきましては、公布の日から施行し、本年4月1日にさかのぼって適用いたします。

それから、二項目めが②の初任給調整手当の改定でございます。こちらは、医師を対象とする手当でございますが、支給月額を500円引き上げるものでございます。この改正につきましても、公布の日から施行し、本年4月1日にさかのぼって適用をいたします。

それから、3項目めが③勤勉手当の改定で、その支給割合を引き上げるものでございます。現在、期末手当と勤勉手当を合計いたしました、いわゆるボーナスの年間支給割合が4.20月でございますが、これを0.20月分引き上げ、年間で4.40月とするものでございます。今回の引き上げ分は、勤勉手当に配分することにしております。

引き上げは、平成29年度においては、既に支給されました12月の勤勉手当の分として行います。表の平成29年度の欄でアンダーラインがかかっているところになります。また、これを、平成30年度に向けてもう一度改正を行いまして、現行と同様に6月と12月を同じ割合、それぞれ0.90月といたします。それが、表の平成30年度の欄のアンダーラインがかかっている部分となります。

そのため、施行日が2段階に分けて設定をされております。平成29年度分の支給に係る改正につきましては、施行日を公布の日からとし、本年4月1日にさかのぼって適用いたします。また、平成30年度以降の支給分に係る改正につきましては、平成30年4月1日からの施行となっております。

それでは、資料の次のページをごらんくださ

い。

4項目めが④扶養手当の改定でございます。その主な内容は、人事院勧告に基づきまして、配偶者の扶養手当の額を、現行の1万3000円から、ほかの扶養親族の手当額と同額の6500円まで減額をいたしまして、それと同時に子供の扶養手当の額を現行の6500円から1万円に引き上げるものでございます。激変緩和のため、附則におきまして経過措置といたしまして、平成30年度と31年度の2年間で段階的に実施をいたします。この改正につきましては、平成30年4月1日からの施行となっております。

それから、改正いたします条例の2つ目が（2）八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。これは、先ほどの一般職の職員の給与に関する条例の扶養手当の改定に準じまして、所要の改正を行うというものでございます。この改正につきましても、平成30年4月1日からの施行となっております。

それから、条例の3つ目が（3）八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

その一項目めが①にあります、高度な専門的知識、経験やすぐれた識見を有する者を一定期間採用いたします特定任期付職員に適用されます給料表の改定ということになります。任期付職員の採用が、これからとなりますので、現在は該当する職員はおりませんが、一般職員に適用される行政職給料表との均衡を基本に、1号給及び2号給の給料月額を、それぞれ2000円引き上げるようにしております。この改正につきましては、公布の日から施行し、条例が制定されました本年10月20日にさかのぼって適用をいたします。

二項目めが、同じく特定任期付職員の期末手当の改正でございまして、期末手当の年間支給

割合の合計を、現行の3.15月から3.30月へと0.15月分の引き上げを行うというものでございます。引き上げは、平成29年度においては12月分として行います。表の平成29年度の欄のアンダーラインがかかっているところになります。また、これを、平成30年度に向けてもう一度改正を行いまして、現行と同様に6月と12月を同じ割合、それぞれ1.650月といたします。それが、表の平成30年度の欄のアンダーラインがかかっている数字となります。

このため、この改正条例につきましても、施行日が2段階に設定をされております。平成29年度分の支給に係る改正につきましては、施行日を公布の日からとし、条例が制定されました本年10月20日にさかのぼって適用いたします。また、平成30年度以降の支給分に係る改正につきましては、平成30年4月1日からの施行となっております。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 影響額をお尋ねしたいんですが、この試算がもしされているようでしたら、影響額を。（1）の①と③と④についてお聞かせいただければと思います。

○人事課長（白川健次君） それでは、給与改定の影響額でございますが、まずトータルの部分でお話をさせていただきたいと思います。

市長、副市長、教育長、それから監査委員の4名分というのを先ほど御審議いただきましたが、この分につきましては76万円になります。

それから、一般職の分、今御説明させていただきました一般職の分で約、トータルで1億2

00万円ほどを見込んでいるというところ
です。

それから、それぞれになりますが、給料表の
改定ではですね、①の分でいきますと、約11
00万ほどを見込んでおります。

それから、3番目の勤勉手当の分につきまし
ては、済みません、これがちょっと……。済み
ません。手当の分がですね、約7900万を見
込んでおります。

それから、扶養手当につきましてはですね、
最終的に31年度で制度が完成ということにな
りますが、その時点ですら、年間で約160
0万ほどの増額になるというところで見込んで
おります。（委員大倉裕一君「ありがとうございます
」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了し
ます。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより
採決いたします。

議案第122号・八代市一般職の職員の給与
に関する条例等の一部改正については、原案の
とおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号・携帯電話不感地域の解消につい
て

○委員長（前川祥子君） 次に、請願・陳情の
審査に入ります。

今回、当委員会に付託となりましたのは、新
規の請願1件です。

それでは、請願第1号・携帯電話不感地域の

解消についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記
に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（前川祥子君） 本件について御意見
等ありませんか。

○委員（村川清則君） この要旨のとおり、と
にかく、こういう不感地域というのは、やはり
早急に対策を講じて解消していかなければなら
ないと思っておりますので、採択をお願いした
いと思います。

○委員長（前川祥子君） ほかにありません
か。

○委員（大倉裕一君） 私も村川副委員長の御
意見と同じくで、以前も同様のですね、不感地
域の解消を求める陳情や請願については認めて
きた、採択してきたという経緯があると思いま
す。まだ残っているということであれば、そう
いう場所のですね、改善に努めていただきたい
というふうに思いますので、この場で、今回、
採択、採決を諮っていただければというふうに
思うところです。

○委員長（前川祥子君） ほかに意見ありませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより
採決いたします。

請願第1号・携帯電話不感地域の解消につい
ては、採択と決するに賛成の方の挙手を求めま
す。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本
件は採択することに決しました。

ただいま採択と決しました請願1件について
は、これを市長に送付の上、その処理の経過並
びに結果について報告を求めることにいたした
いが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、
そのように決しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了
いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成について
は、委員長に御一任願いたいと思いますが、こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、
そのように決しました。

小会いたします。

（午前 11 時 31 分 小会）

（午前 11 時 32 分 本会）

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査 2 件を一括議
題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に
関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等
に関する諸問題の調査、以上の 2 件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調
査に関連して 6 件、執行部から発言の申し出が
あってありますので、これを許します。

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査

（八代市防災行政無線等の総合的見直しにつ
いて）

○委員長（前川祥子君） それでは、八代市防
災行政無線等の総合的見直しについてをお願い
いたします。

○総務部長（水本和博君） それでは、八代市
防災行政無線等の総合的見直しについて、御報
告を申し上げます。

本見直しにつきましては、現在、行政内で作

業を行っておる途中ということになっておりま
すので、中間的な意味での御報告というような
ことになります。

それでは、内容につきましては、お手元の資
料に基づきまして、南危機管理課長より説明を
いたします。よろしくお願いいたします。

○危機管理課長（南 和治君） 危機管理課の
南でございます。

八代市防災行政無線等の総合的見直しにつ
いて、座らせていただいて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○危機管理課長（南 和治君） お手元のほう
に、所管事務調査ということで資料のほうをお
渡ししてあったかと思います。そちらのほうを
御用意ください。

それでは最初に、防災行政無線等整備の目的
と役割についてでございますが、防災行政無線
は、防災関係機関への連絡や、住民等に対して
直接、同時に防災情報や行政情報を伝達するこ
とを目的とした無線による通信システムとなり
ます。特に、災害時における住民への情報伝達
手段としましては大変重要なものとなります。

防災行政無線の利用につきましては、無線局
免許状に無線局の目的として、防災行政事務に
関する事項と記載されておまして、放送内容
は防災、防犯、行政事務、試験放送に限られて
おります。

次に、2 の本市における現在の整備状況につ
いてでございますが、別紙です、資料の一
番最後のほうに A 3 の図のほうをおつけして
おりますので、そちらのほうで御説明したいと
思いますので、ごらんいただければと思います。

本庁管内の整備状況につきましては、図の左
側の青色の枠で囲った部分ということになりま
す。こちらのほう、平成 22 年度に M C A、こ
れはマルチチャンネルアクセスと言いますが、
この M C A 方式、800 メガヘルツ帯のデジタ

ル業務用移動通信を導入し、整備しております。これは、市役所、現在は鏡支所のほうに仮に移設しておりますが、こちらの操作卓から、これが図の上のほうの真ん中になります。こちらから放送し、一旦、天草の中継局、これが図の上の左になります。こちらのほうを経由して、校区のコミュニティセンターということで、その下になりますけども、旧公民館とかです、公園等に設置した屋外拡声局から放送が流れますが、ここまではデジタル波ということになっております。

また、旧市全エリアをカバーする目的で各町内会等において整備されていた町内放送設備、こちらのほうへ再送信をしておりますが、このときにはデジタル波をアナログ波へ変換して放送を行っている状況です。

さらに、このMCAの電波が届かない東町校区、二見校区、図の中央になりますけども、こちらのほうへは、市役所の親局から直接、NTTの電話回線を利用して地区放送や戸別受信機への放送を行っております。こちらのほうもアナログとなっております。

続きまして、支所管内の整備状況ですけども、これは図の右側のほうに赤枠で囲った部分ということになります。こちらにつきましては、合併前にそれぞれの庁舎内に60メガヘルツ帯のアナログ波による防災行政無線を整備済みとなっておりますが、機器のメーカー、それから整備年度がそれぞれ異なっております。坂本町のほうは平成元年度から平成3年度で日本無線、千丁町のほうは平成13年度で日本無線、鏡町は平成13年度で富士通、東陽町は平成9年度でパナソニック、泉町は平成12年度でパナソニックでの整備となっているところです。

また、整備の方針にもそれぞれ違いがありまして、坂本町は屋外拡声子局、こちらのほうを中心に整備し、電波の届きにくい世帯のみ戸別

受信機を配布しているという状況になっております。それに比べまして、千丁、鏡、東陽、泉の各町は戸別受信機を中心に全戸配布、整備し、屋外拡声機のほうにつきましては主要な箇所のみ整備しているという状況になっております。

済みません。資料の1ページのほうにお戻りください。

3番の、ただいま説明いたしました現システム運用における課題について御説明いたします。

大きく5項目ございます。まず1項目めですが、本庁管内につきましては、整備が完全に完了しておらず、音声不感エリアが残っております。

次に、本庁管内では、放送エリアの大部分を町内で整備された設備を借用しアナログ波に変換して放送しているため、音声の品質が悪くなることもあり、整備当初から、聞き取れない等の苦情が相次いでいる状況です。

次に、支所管内の放送設備ですけれども、こちらは整備から新しいもので16年、古いものは30年経過しており、既に更新の時期を経過している機器が発生している状況です。

また、アナログ放送の機器が製造を終えており、更新のみならず修理もままならないという状況になってきております。

ちなみに、総務省の無線設備規則の改正により、平成34年11月以降は、今の機器を使用しているアナログ波による放送はできないということになっております。

最後に、本庁及び各支所での整備した機器メーカーと仕様が異なるため、統一した一斉運用が困難な状況があり、緊急時の運用に支障を来すおそれがあります。

これらの課題解決のため、新たな取り組みを開始予定としております。その予定としましては、次ページの4番、今後の対応、事業の進め

方ということで説明させていただきます。

まず、機器の更新及びアナログ波の使用期限が迫っているということから、早急に新たなシステム整備の検討に着手し、方針決定後は、現在整備に最も有利な財源となる緊急防災・減災事業債の活用可能期限である平成32年度末までの整備完了を目指します。

また、再整備に当たっては、住宅地における音声不感エリアの解消と音声品質の向上対策に取り組みます。

加えて、現在計画中新庁舎に新たな操作卓関係機器を整備し、新庁舎開庁時に旧システムからの切りかえを行い、スムーズな運用開始を目指します。

スケジュール案としましては、下に書いております、平成30年度、整備事業基本計画及び調査業務委託を実施したいというふうに考えております。これにより、各システムの比較検討、それから再整備すべきシステム等の選定を行っていきたいと考えております。このときに、戸別受信機の実装、それから配布基準等も、あわせて検討したいと考えております。

それから、平成31年度ですけれども、実施設計、それからシステムの実装工事のほうに取りかかりたいと、平成32年度は、システム実装工事を年度いっぱいまで終わらせてですね、次年度の平成33年度の運用開始につなげたいというふうに考えているところです。

最後に、5番、新たなシステム実装に当たっての方向性について御説明いたします。

まず1番目、緊急情報については、複数の情報伝達手段により周知の徹底を図る。

2番目に、操作卓は、本庁や支所等のほか、個人のパソコンやスマホからでも遠隔操作できるなど、迅速かつ効率的な伝達方法の確立を図る。

3番目に、屋外拡声子局は、音声品質の均一化を図るため、町内放送施設は利用せず、現市

有の屋外拡声子局を活用するとともに、高性能スピーカーの導入により集約や増設を行う。

4番目に、受信端末は、戸別受信機だけでなく、個人のパソコンやスマホ等での代替も含め検討する。

5番目に、戸別受信機の実装は、導入システムの実装等に応じて実装基準を検討する。

6番目に、導入費用及び維持管理費用もできる限り低コストで実装、運用する。

7番目に、実装に当たり、新旧システムの切りかえにおいては、使用不能期間が生じないように計画する、としております。

今後、検討の進捗等にあわせてですね、御報告をさせていただきたいというふうに思います。

以上で八代市防災行政無線等の総合的な見直しについての説明を終わります。

○委員長（前川祥子君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（村川清則君） きょうの夕方と、けさもだったですかね、多分同じ内容だったと思うんですけど、交通安全について、何か放送があったんですけども、きのういた場所では、はっきり聞こえてたんです、聞き取れたんです。400メートルぐらい離れてはいるか、その場所。けさはですね、ちょっと何十メートルか違う場所において、結構、田舎ですけども、多分、何かに反響して、ちょっと微妙な時間差で聞こえてくるものだから、結果的に、何て言いつつ、全く聞き取れんとです。田舎部でそうあるということは、町部とかはかなり、そういう場所もあるんじゃないかと思っておりますので、ちょっと調査していただいて、ちょっとスピーカーの向きを変えとか、その辺で何か決着すつとじゃなかかなとも思いますので、ぜひ、その辺も、ちょっと調べといてください。

○委員長（前川祥子君） じゃあ、要望ということで。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前川祥子君) 以上で八代市防災行政無線等の総合的見直しについてを終了します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査

(当初予算編成方針について)

○委員長(前川祥子君) 次に、予算編成方針についてをお願いいたします。

○財政課副主幹兼財政政策係長(吉永千寿君)

お疲れさまです。財政課財政政策係長をしております吉永でございます。

それでは、平成30年度当初予算編成方針について、事前に配付いたしております、こちらの資料に基づきまして御説明いたします。着座にて説明いたします。

当初予算編成方針につきましては、例年、10月中旬ごろ、八代市予算規則に基づきまして策定し、全庁的に周知を図っております。本年度も10月23日付で策定し、あわせて透明化の観点から、ホームページにも内容を掲載しております。

それでは、早速、説明に移ります。

表紙を開いていただきまして、1枚目をお願いいたします。

これは、中村市長より全職員に対しまして、平成30年度の予算編成に当たっての訓示をされたものでございます。

この訓示は、前段において、熊本地震からの復旧、復興を全職員で取り組んでいき、これを機に八代の発展につなげていく必要があることについて、また、後段のほうでは、地方を取り巻く環境は厳しいものがあるが、限られた財源の中で、八代らしい経済発展と暮らしやすさの実現を果たす予算編成の確立ができるよう、全職員が高い当事者意識を持って取り組むようにと示されているものでございます。

次のページをお願いいたします。

ページ左側ですけれども、平成30年度当初予算編成のポイントでございます。

まず、冒頭の四角囲みですけれども、普通交付税の合併特例措置の終了に伴う影響により、昨年度に引き続き、平成30年度も一般財源総額のさらなる減少が見込まれる中、健全な財政運営を維持することを前提として、これまでの既存事業の改善、見直しも行うと同時に、熊本地震からの創造的復興や八代市の未来のために力を注ぐ5つの政策の柱について、最も効率的な手法を見出す予算編成に取り組むということにしております。

また、その下に3つのポイントを示しております。

まず1つ目は、市長の基本施策であります八代市の未来のために力を注ぐ5つの政策の柱、これを重点施策として捉え、こちらに掲載しております、それぞれに位置づける施策について、計画的な取り組みを進めるということにしております。

2つ目ですが、震災復興対策としまして、八代市復旧・復興プランに基づき、熊本地震復興基金交付金などを活用しながら、震災からの創造的復興により、八代市の発展につながるような取り組みを進めることとしております。

また、3つ目は、節税対策としまして、創意工夫ある改善措置を図っていくこととしております。特に、中長期的な財源不足の解消のため、ファシリティマネジメントの活用により事業手法の見直しを計画的に実施できるよう検討していくほか、限られた財源の中で最大限の効果を出せるよう、投資すべきものと調整すべきものの対象を明確にし、メリハリとやりくりの観点に立って、真に必要なかつ適時適切と認められるものに限って取り組みを進めることとしております。

続きまして、ページの右側でございます。こ

ちらには、冒頭に申しましたとおり、財務部長より、各部署の所属長などに対しまして、八代市の予算規則に基づきまして、平成30年度予算編成方針を通知しております。

その内容は、まず初めに、国の方針ですが、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化していることを伝えております。

次に、熊本県の方針ですが、熊本復旧・復興4カ年戦略に掲げる施策を基本として、必要不可欠な取り組みを加速化すると同時に、通常県債の残高を増加させない予算編成を継続すると伝えております。

そこで、本市ですけれども、年々増加している社会保障経費に加え、平成28年度には、熊本地震の影響から多額の財政調整基金を取り崩したこともあり、今後の財政運営が楽観視できない状況であること、また、そのような中でも、八代の発展を目指して、行財政改革等を着実に実行し、持続可能な財政基盤を確立し、今やるべき事業をしっかり見きわめていくことが重要であることなどを伝えており、こうした考えの予算編成要領に基づいて予算要求を行うようにと、お願いをしております。

次のページをお願いいたします。ここからは資料の最後まで、予算編成要領の内容となっております。

1ページ目では、第1、総括的事項として、平成29年度と平成30年度の一般財源の状況について示しております。

まず、本文中の1つ目の白丸ですが、本市の一般会計の歳入について、一般財源として大きな割合を占める地方交付税が、合併特例措置の段階的削減の影響などで減少していくことにより、平成30年度の一般財源枠は、対前年度比で約10億円の減少が見込まれるということ、一方、歳出では、扶助費などの義務的経費に係

る一般財源が増加傾向にあり、平成30年度の一般財源ベースは、対前年度比で約7億円の増加が見込まれているとしています。

そのため、2つ目の白丸ですが、平成30年度一般財源ベースというのは、対前年度比で約17億円の減少が見込まれ、既存事業の抜本的な見直しによる歳出抑制策や歳入の見直しなどを徹底し、財源不足を可能な限り縮小していく必要があるとしています。

続きまして、右側の2ページでございます。こちらにつきましては、予算編成の基本的な考え方として、予算編成方針のポイントを記載しておりますが、こちらは最初にも説明いたしましたので、説明を割愛させていただきます。

次のページをお願いします。3ページでございますが、予算要求に際しての留意点を示しております。

まず、特記事項として、四角の二重枠線で囲っております中に、5つ留意点を示しております。

1つ目の白丸ですが、平成30年度は、健全な財政を維持するということを前提に、各種施策を進める必要から、予算要求に当たっては、義務的経費、いわゆる人件費、扶助費、公債費を除く経費に対して、原則として、平成29年度当初予算における総事業費に占める一般財源ベースの90%を上限とするとしています。

2つ目の白丸ですが、上記の一般財源ベースを超えて要求する場合は、その根拠となる資料を示すこと、特に、事業を新規または拡充して実施する場合は、その必要性や効果、後年度負担などについて明らかにした資料、括弧で、事業期限の設定などを示すとともに、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを行うなどの財源確保に努めるということにしております。

3つ目ですけれども、近年、予算の繰り越し事業の割合がふえ、来年度予算と合わせた予算規模が拡充しております中、市債及び一般財源の

活用枠の調整に支障を来しているため、平成29年度の3月補正予算などにおいて、翌年度へ繰り越しを行う事業費、特に単独事業費相当分については、原則、平成30年度予算の単独事業費により減額調整を行うこととしております。

次に、4つ目ですが、平成30年度予算編成の要求後にあっても、地方財政計画などを含めた各種制度の動向次第では、必要により再調整することとなるので、国や県などの動向を注視し、情報収集に努め、国、県等の補助金を積極的に活用することとしております。

最後の5つ目ですが、今後の財政収支の見通し次第では、当面、財源不足が拡大する見込みとなっているため、平成31年度以降の予算編成に向けては、予算編成要領の内容について見直すことも検討していくということとしております。

その下の、その他の留意点以降についての説明は、ちょっと主なものを3点ほど説明させていただきます。

まず、3ページ目の下の1項目めですが、さきに開催されました決算審査に伴う常任委員会での指摘、要望事項を初め、これまでの市議会から出された意見、要望や採択された請願、陳情などを考慮し、創意工夫を行うこととしております。

また、次の、右側の4ページ目、お願いします。

中段にあります4項目めですが、平成30年度の県支出金は、昨年度に引き続き、大幅な縮小が予想されるが、国県補助・負担金が縮小、廃止されるものについては、原則として、市費への振りかえは認めず、当該事業を継続する場合は、従来の制度にとらわれることなく、事業の再構築を行うこととしております。

また、3つ飛ばしまして、下から2番目、8項目めですが、昨年度策定しました公共施

設等総合管理計画に基づき、不要な財産については、処分や売却なども含めて計画的な対応ができるよう検討すると同時に、施設の有効利用も検討することで、施設管理にかかわる経費の費用対効果の精査を強化することとしております。

また、次のページ、5ページですけれども、この中段にあります個別の事項がありますが、それ以降につきましては、内容は、歳入、歳出などに係る事務処理上の注意点などを示しているものでありますので、ここでの説明については省略をさせていただきます。

以上で、簡単ではございますが、平成30年度の当初予算編成方針についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長（前川祥子君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（大倉裕一君） 意見です。新庁舎の建設費用については、財源が拡充されたということでお聞きをしておりますけれども、非常に、この当初予算、30年度、編成されるに当たっては、財源確保が厳しいというような状況が見てとれるわけですが、職員さんをいかに納得させていくか、ここにかかっていると思います。財務部が直に、新庁舎については財源を確保する、一方で削減をしていかなければならないというのが他部門というところがありますので、予算編成に当たって、また、しっかり、期待といいますか、注視をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） それでは、次はですね、中期財政で財政に関することです。時間も時間ですが、どれぐらいかかりますか。（「説明で20分ぐらいはちょうことにな

りますが」と呼ぶ者あり)

では、一度ここで休憩といたしましょうか。
(委員大倉裕一君「資産税を先に聞いたらどうですか」と呼ぶ)

以上で、当初予算編成方針についてを終了します。

説明だけ聞きますか。いいでしょう、もう後で一度に。(委員大倉裕一君「いや、せっかく来とんなっところもあっけん。本庁まで帰らっさんば」と呼ぶ)あ、そうですか。(発言する者あり)わかりました。

では、続けて、次に、中期財政……。 (「固定資産税……」と呼ぶ者あり)あ、固定資産のほうから。(「……は20分かかるけん」と呼ぶ者あり)

・行財政の運営に関する諸問題の調査 (固定資産税の課税誤りについて)

○委員長(前川祥子君) 次に、固定資産税の課税誤りについてをお願いします。

○財務部長(岩本博文君) 今回の固定資産税の課税誤りにつきましては、当事者の方々には大変な御迷惑をおかけしたところでございます。改めて、おわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、事の詳細につきましては担当の資産税課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○資産税課長(遠山光徳君) 資産税課、遠山でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、固定資産税の課税誤りにつきまして御報告をさせていただきます。座って説明させていただきます。

○委員長(前川祥子君) どうぞ。

○資産税課長(遠山光徳君) 失礼します。

資料につきましては、右肩にですね、総務委員会所管事務調査資料、資産税課作成と書いてございますA4縦の1枚紙でございます。よろ

しゅうございますでしょうか。

○委員長(前川祥子君) どうぞ。

○資産税課長(遠山光徳君) このことにつきましては11月の14日に熊日新聞さん初めといたしまして、新聞4社に報道されております。また、一般質問におきまして、大倉議員さんのほうからも御紹介をいただいておりますので、内容につきましては御存じかと思いますが、平成元年にですね、売却により所有権移転登記された土地に対しまして、平成2年度から29年度、今年度まででございますが、28年間にわたり、誤って前所有者に対して固定資産税を課税していたというものでございます。

それでは、詳細につきましては説明させていただきます。

まず、経緯でございますが、10月の16日、前所有者の方が窓口に来られまして、固定資産税課税明細書に売却した土地が記載されていたということで、誤って自分に課税されているのではないかというようなお申し出がございました。翌17日にですね、職員のほうが法務局等の登記等を確認いたしましたところ、お申し出のとおり、平成元年に売却されていることが確認されましたので、市の課税誤りが発覚したということでございます。直ちに、同日にですね、前所有者の方に、お宅を訪問いたしまして、おわびを申し上げたということでございます。

10月の27日になりますが、現所有者の方、真の所有者の方になりますが、そちらの御自宅を御訪問いたしまして、課税誤りについておわびを申し上げたということでございます。

原因につきましては、人的ミスではございません。所有権移転の登記済みとして法務局から通知された土地につきまして、新所有者の名義に土地課税台帳の書きかえを誤っていたと、していなかったということでございます。実際、システム入力という形になりますが、入力をして

いなかったということでございます。

対象物件でございますが、八千把地区の宅地、面積にして239平米の物件でございました。

当事者の方の対応といたしまして、まず、前所有者の方に対しましては、地方税法に基づき5年間、八代市固定資産税返還金支払要綱の規定に基づきまして5年間、平成20年度から平成29年度までの10年間分の固定資産税及び利子相当分を返還いたしております。具体的な金額といたしましては、税額にして16万6600円、利子相当額といたしまして3万500円、合計の19万7100円でございます。

現所有者の方に対しましては、地方税法の規定に基づきまして5年間、平成25年から今年度、平成29年度までにつきましの固定資産税の通知を行ったということでございます。金額にいたしまして7万9700円となっております。

最後に、再発防止策でございますが、法務局登記済通知書による土地課税台帳書きかえ作業におきまして、書きかえ内容等に誤りがないかを、これを複数人数の方で徹底して確認をするということで考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） 本件について何か質疑、御意見等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で固定資産税の課税誤りについてを終了します。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。午後は1時5分より再開いたします。

（午後0時05分 休憩）

（午後1時05分 開議）

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（中期財政計画について）

○委員長（前川祥子君） それでは、休憩前に引き続き総務委員会を再開いたします。

次に、中期財政計画についてをお願いいたします。

○財政課長補佐（中村光宏君） こんにちは。
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

御説明に入る前にですね、まずもって、資料のほうで当日配付になりましたことにつきましてですね、おわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

説明については座って説明させていただきます。

内容の説明に入ります前に、お手元の資料から御説明をさせていただきます。

1枚目の左上、ピンク色で八代市中期財政計画と記載しております資料は、100万円単位の計画書で、歳入歳出の見込み額のほか、基金残高、市債残高と財政指標を、また表の下に、この計画のポイントを記載した総括資料となります。

2枚目と3枚目の八代市中期財政計画（千円単位詳細版）と記載しております資料が1000円単位の歳入歳出の詳細な内容となっております。

説明は、主に1枚目の100万円単位の計画書で御説明をさせていただきます。

まず、資料の1枚目ですが、対象とします会計は、左上に記載しておりますが、本市では一般会計と診療所特別会計、ケーブルテレビ特別会計の3会計を合わせました普通会計を対象としております。

表は、平成28年度から39年度までの年度ごとの金額を記載しておりますが、今回の計画は、青い線で囲っております平成30年度から39年度の10年間を計画期間としております。

各年度のコツ額は、平成28年度が決算額、平

成29年度が決算見込み額、平成30年度以降は推計額となっております。

それでは、まず1枚目の上段の歳入からですが、1番目の市税では、計画期間初年度の平成30年度が148億2500万円、最終年度の平成39年度が145億1400万円で、期間全体では3億1100万円の減収と見込んでおります。

市民税では、個人市民税を横ばい、法人市民税は資料下段の歳入の④に記載しておりますが、平成31年10月からの消費税率の改定に伴い、法人市民税の税率が現行の12.1%から8.4%に引き下げられるため、平成30年度以降、2億円の減収、そのほか、固定資産税ではこれまでの実績から、平成30年度、33年度、36年度と3年ごとの評価がえごとに約1億2500万円の減収を見込んでおり、これらが減収の主な要因となっております。

次に、2の地方交付税では、平成30年度が156億3300万円で、最終年度の平成39年度が155億5800万円と、期間全体では7500万円の減収と見込んでおります。

普通交付税は、資料の下段、歳入の⑥に記載しておりますが、合併算定がえによります加算額の縮減が平成28年度から始まっておりまして、一本算定のみとなる平成33年度にかけて約16億円の減額を見込んでおります。

内訳につきましては、資料の2ページをお開きください。

中段の緑色の部分で、10、地方交付税と記載しておりますが、一番上が普通交付税の一本算定の額、その下のピンク色の部分が合併算定がえの加算分、その下が合併算定縮減額でございます。

また、その下の黄色の行、環境センター建設事業算入分が環境センターの事業に対します元利償還金の70%、その下の水色の行、新庁舎建設事業算入分が元利償還金の最大で85.5

%が普通交付税に算入されますので、影響が大きい、この2事業分を加算しまして、さらに、その下の消費税増税影響分としておりますのが消費税率改定に伴い地方消費税交付金の増額分の75%が基準財政収入額に算入されますので、その分を減額で見込んでおります。

次に、1ページに戻っていただきまして、歳入の3、国庫支出金、4、県支出金は、各年度の歳出の見込み額に過去5年間の歳出における国庫支出金、県支出金の割合を乗じて計算しております。

国庫支出金、県支出金ともに、平成30年度は平成29年度と比較しますと減収となっておりますけれども、これは平成29年度は熊本地震の影響で平成28年度からの多額の繰り越し事業を行っており、その関係で減収となったものでございます。

平成30年度からの計画期間中の国庫支出金では、平成30年度が87億4900万円から平成39年度は95億9800万円となり、8億4900万円の増収の見込みで、県支出金のほうでも平成30年度の42億9000万円から平成39年度の45億6500万円と、同じく増収すると見込んでおります。これは、主に歳出で扶助費が伸びることが要因でございます。

次に、5の繰入金でございますが、これは各基金からの繰入金になります。平成30年度が2億2000万円と、平成29年度と比較しますと21億4000万円の減額となりますが、これは平成29年度は市有施設整備基金より環境センター建設事業費へ20億円の充当を行う予定で、これにより減額するものでございます。

金額につきましては、平成30年度の2億2000万円から徐々に増加し、平成32年度が10億7900万円、平成33年度が12億9500万円、平成34年度が13億2000万

円、35年度が5億2000万円、36年度以降2億2000万円となっております。

内訳につきましては、資料2ページの下段、ピンク色の部分になりますけれども、項目別に御説明いたしますと、まず、財政調整基金では、平成32年度から平成35年度まで収支の悪化が見込まれますため、32年度に3億、33年度、34年度にそれぞれ6億、35年度に3億の合計18億円を取り崩し、収支を図る計画としております。

次に、その下の減債基金は、市債の償還がピークを迎えます平成33年度から34年度にかけて、それぞれ3億、4億円を充当しております。

次の市有施設整備基金では、平成31年度が7500万、平成32年度が6億900万、33年度が1億2500万円で、新庁舎建設事業の市債対象外となる什器、備品や外構設計、外構工事の市債の充当残に充てることとしております。

次の庁舎建設基金は、一般単独災害復旧事業債を活用し、起債充当率が100%、交付税算入率が最大で85.5%と、さらに有利な市債となりますことから、この有利な市債を最大限活用することで、市の一般財源の持ち出しを減らすため、新庁舎建設の起債対象事業費の全額を借り入れ、その元利償還金から普通交付税算入額を差し引いた一般財源相当額に基金を使うように試算しており、元金償還が始まる平成33年度から毎年度1億円を充当することとしております。

次のその他の基金では、通常分としまして、毎年度、ふるさと八代元気づくり応援基金で7500万円、まちづくり交流基金で5000万円のほか、八千把区画整理事業基金から平成30年、31年度は1億円、32年、33年度は5000万円、事業終了の34年度は1億円を繰り入れる予定としております。

次に、1枚目に戻っていただきまして、6番目のその他でございます。その他には、地方消費税交付金など国からの各種交付金、分担金負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰越金、雑入などの諸収入などがございます。

平成30年度が89億3100万円と、29年度の環境センター建設事業の20億の基金繰入金翌年度に繰り越されるため、繰越金が増額となっておりますが、31年度以降はおおむね65億から73億円の間で推移すると見込んでおります。

増減の主なものとしましては、地方消費税交付金が平成31年10月の消費税率の改定に伴い、その影響額を平成32年度が約2億7300万円、33年度以降は6億8300万円増加すると見込んでおります。さらに、下段の歳入の⑤に記載しておりますが、自動車取得税交付金についても、地方消費税増税に合わせて平成31年10月に県税の自動車取得税が廃止されることに伴い、自動車取得税交付金も廃止で見込んでおります。

次に、7の市債では、平成30年度が85億200万円、31年度が88億7800万円、平成32年度が116億5500万円と増額しておりますが、これは2枚目の下段になりますけれども、水色の部分の市債を見ていただきますと、環境センター建設事業及び新庁舎建設事業に係る市債により増額となっております。また、34年度以降は、通常の建設事業費60億円に対する起債相当分の23億2200万円と臨時財政対策債を17億5900万円と見込み、毎年度、約40億8100万円と見込んでおります。

次に、1枚目のほうに戻っていただきまして、下段の歳入の⑧に記載しておりますが、今回の計画には、新庁舎建設事業を2万6000平米、162億円で試算しております。これらの各項目の歳入の見込みから、1枚目の上段の

歳入合計では、平成30年度から32年度まで環境センター建設及び新庁舎建設事業の影響で600億円前後と大きく伸びますが、平成33年度から560億から550億円台で推移すると見込んでおります。

続きまして、歳出になりますけれども、まず人件費では、現在の職員数をもとに、平成28年度の実績の職員の平均単価を掛けて推計しております。約77億から82億円台で推移しておりますが、各年度で増減しておりますのは、主に退職者数の増減に伴う退職金の影響によるものでございます。

次に、2の扶助費では、平成29年度決算見込みの156億6100万円のうち、臨時福祉給付金の繰り越し分を除いた現年度分の決算見込み152億1100万円をベースにしまして、平成30年度以降、毎年度約1%の増加で見込んでおります。平成30年度が153億5700万円から、最終年度の平成39年度は167億6700万円と、期間全体では14億1000万円の増加と見込んでおります。

次に、3の公債費ですが、公債費は、平成28年度まで発行しておりました市債の元利償還金に29年度以降に発行予定の市債を上乗せして見込んでおります。平成30年度の62億8000万円から徐々に増加し、環境センター建設事業と新庁舎建設事業の元利償還金が本格的に始まります平成33年度から上昇し、34年度の74億5100万円が償還のピークとなり、以降は減少していく見込みでございます。

次に、4の物件費では、平成29年度の70億5900万円から大幅に減少し、平成30年度は52億2500万円、平成31年度以降も徐々に減少し、平成34年度から46億7000万円としております。これは、平成30年度は29年度の70億5900万円のうち、熊本地震による平成28年度からの繰り越し分を除く現年度の計上分49億500万円をベースに、

30年度は対前年度比10%、平成31年度、32年度は5%、33年度は3%、34年度は1%の削減目標を設定して見込んでおります。これは、表の下、⑩に記載しておりますが、物件費及び補助費等につきましては、ある程度、市の裁量にて経費削減が可能な経費でございますので、近年、普通交付税が大幅な減少をする中、これらの減収に早急に対応する必要がありますので、大幅な削減を目指すものでございます。

次に、5の補助費等では、一部事務組合を除く補助費等について、物件費と同様の削減目標を設定し、見込んでおります。

次に、6、その他では、維持補修費、繰出金、投資出資貸付金などございますが、平成30年度の72億7000万円から、39年度は75億8600万円と3億1600万円の増加を見込んでおります。これは、維持補修費、投資出資貸付金は29年度決算見込みをベースに横ばいを見込んでおりますけれども、繰出金につきましては、介護保険及び後期高齢者医療特別会計への繰出金を平成30年度以降、1%の増加と見込んでいるため、増加しているものでございます。

次に、投資的経費ですが、資料3枚目をお開きください。

下段の緑色の投資的経費の部分になりますけれども、平成30年度が環境センター建設事業約53億円や新庁舎建設事業の実施設計、解体工事など約17億円を含み、110億9700万円、平成31年度が新庁舎建設費約53億円を含み102億6000万円、32年度が同じく新庁舎建設費約86億円を含み135億7100万円、33年度が同じく新庁舎建設約5億円を含み65億300万円と、平成33年度まで環境センターと新庁舎建設事業の影響で大きく増加し、33年度以降は通常分の建設事業を60億円で見込んでおります。

なお、通常の建設事業費は、環境センターと新庁舎建設を実施する平成32年度までは50億円に抑え、大型事業終了後の33年度から60億円を目標に実施する見込みとしております。

次に、1枚目に戻っていただきまして、中段の歳出合計になりますが、これらの見込みから、歳出合計は歳入と同じく、平成30年度から32年度まで環境センター建設及び新庁舎建設事業の影響で600億円前後と大きく伸びますが、平成33年度から560億から550億台で推移すると見込んでおります。

この結果、歳入歳出の差し引き額の収支につきましては、平成30年度の5億2300万円から平成34年度の2億6600万円まで徐々に悪化し、平成35年度より徐々に改善していくという見通しになっております。

しかしながら、先ほどの歳入の繰入金でも御説明しましたとおり、計画期間中、財政調整基金を18億円、減債基金を7億円、市有施設整備基金を8億9000万円を活用し、財源不足を補填しながらの財政運営となっております。今後、平成35年度ごろまで厳しい財政運営が予想されます。

次に、基金残高でございますが、平成29年度末の基金残高75億8900万円から、平成39年度末は32億6700万円と43億2200万円が減少すると見込んでおります。前回の計画では、計画期間終了の平成38年度が36億3600万円でしたが、今回の計画の38年度では34億円となっており、2億3600万円の減少となりますが、これは昨年度、熊本地震による事業費の増大で、財政調整基金から13億8000万円を取り崩しましたものの、前回計画より市税の増額が見込まれますため、期間中の繰入金が増えたことによるものでございます。

次に、市債残高につきましては、平成29年

度末で636億8300万円から、環境センター建設事業と新庁舎建設事業の影響で平成32年度にピークの753億9400万円となり、その後は市債の償還で減少し、平成39年度は602億2100万円となり、平成29年度末残高を下回る見込みとなります。

前回計画の平成38年度時点で比較しますと、前回は平成38年度末残高が607億2400万円で、今回の平成38年度末残高が622億5700万円となり、16億円の増加となります。これは、臨時財政対策債が減少するものの、新庁舎建設事業の事業費増により市債が増加することが主な要因でございます。

次に、下の財政指標では、実質公債費比率で新庁舎建設事業の元利償還が始まる33年度から上昇し、35年度に14.2%とピークを迎える見込みでございます。この実質公債費比率が18%以上になりますと、地方債の発行に国や都道府県の許可が必要となりますが、そのような状況には至りません。さらに、その下の将来負担比率につきましても、新庁舎の多額の市債の借入れを行う平成31年度、32年度にかけて107.5%、133.6%と上昇しますものの、財政健全化計画の策定が義務づけられます早期健全化基準の350%を大きく下回る状況でございます。

このように、今後10年間は厳しい財政状況となることが予想されますけれども、今後、歳入では市税等の収納率の向上や使用料などの受益者負担の適正化、ふるさと納税、市有財産の有効活用など、自主財源の確保をさらに強化していくとともに、歳出につきましては事業の見直しや公共施設等総合管理計画、ファシリティマネジメントを推進し、施設維持管理経費の削減など行政改革に取り組み、今回の計画を踏まえ、今後の財政状況を少しでも改善できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で財政計画の説明を終わります。よろし

くお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、中期財政計画についてを終了します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の取り組み状況について）

○委員長（前川祥子君） 次に、八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の取り組み状況についてをお願いいたします。

○市民環境部長（國岡雄幸君） 市民環境部の國岡でございます。大変お疲れでございます。貴重なお時間いただきましてありがとうございます。

市民環境部といたしまして、今回、所管事務調査で2件、御報告をお願いしてございます。

まず1点目でございますけれども、八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の現在までの取り組み状況について、所管課であります市民活動政策課の福本課長より説明いたさせますので、よろしくをお願いいたします。

○市民活動政策課長（福本桂三君） 市民活動政策課の福本です。よろしくお願いいたします。着座して説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○市民活動政策課長（福本桂三君） 八代市協働のまちづくり推進条例の検討委員会の取り組みにつきましては、ことし6月22日の市議会の6月定例会の総務委員会において御報告いたしましたところですが、その際、委員から、取り組み状況につきましては小まめに報告してほしいとの御意見をいただいたことや、8月の市議会改選後、総務委員会の委員も交代されたこと、このようなことを受けまして、再度御報告させていただくことといたしました。

取り組み状況の概略を申し上げます。

本市では、協働のまちづくり推進条例の策定を検討するため、昨年、平成28年8月に八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会を設置いたしました。以降、検討委員会と述べさせていただきます。

この検討委員会では、平成28年8月から平成30年6月までの約2年間におきまして、条例に盛り込む事項の調査や研究、また市民の皆様から意見を聞くための活動などを協議、検討いたしまして、その最終結果を平成30年5月に市長へ報告する予定で現在取り組んでいるところでございます。

本日は、その取り組み状況について御説明いたします。時間の都合上、一部簡略して御説明することを御了承ください。

まず、資料の1ページをお開きください。

項目1、これまでの取り組み、項目2、条例研究会の概要、項目3、研究会からの提言の内容についてですが、ここでは特に検討委員会との関連が深い条例研究会について申し上げます。

条例の検討につきましては、現在の検討委員会の前段階といたしまして、平成27年度に八代市協働の推進に関する条例研究会——以降、研究会と言います。を発足させ、約1年間の研究を行ってまいりました。

1ページの下段をごらんください。

3、研究会からの提言の内容でございます。

研究会からは、その研究結果を提言いただいております。内容といたしましては、提言1、協働のあり方を条例という形で明確化する、提言2、条例の形は市民のまちづくりへの参画に力点を置いた市民参加型の条例を望む、提言3、条例の作成の過程においては、多くの市民の意見を聞くことができる体制を望むとの内容でございました。

次に、2ページの上段、4、条例検討委員会

の概要でございます。

本市では、先ほど申しました研究会の提言を受けまして、平成28年8月に条例検討委員会を設置しまして、さらに2年間の条例検討を開始しております。この検討委員会は、学識経験者や各種団体の推薦、公募の委員の計23名で構成しております。

委員の名簿は36ページに掲載しております。

この検討委員会におきましては、検討する事項は主に2点でございます。

活動のところになります。まず1点目としては、条例に盛り込む事項の調査及び研究を行うことです。具体的には、28年度に条例の内容を検討しまして、条例の骨子を作成することです。2点目は、条例を検討するに当たり、広く市民の意見を聞く活動を行うことでございます。

次の項目、5、平成28年度の活動状況について御説明します。

1年目であります平成28年度の検討委員会では、6回の会議を開催しまして、条例の骨子に盛り込む事項、また市民の皆様へ啓発方法などについて検討を重ねてまいりました。

なお、会議の詳細内容につきましては、33ページから35ページに記載しておりますので、後ほどごらんください。

次に、3ページをお開きください。

6、平成29年度の活動状況です。

2年目であります平成29年度の主な活動内容を申し上げます。本年度の検討委員会では、6回の会議を予定しておりまして、既に4回の会議を開催しております。また、条例骨子案の内容につきましては、ことしの6月8日に市長へ中間報告を行ったところでございます。また、先月の11月19日には、やつしろハーモニーホールで市民フォーラムを開催しまして、委員の方によるテーマトークや基調講演、特別

講演を実施しました。

特に基調講演では、条例検討委員会の会長であります熊本県立大学の准教授の澤田道夫様に、協働の理念や条例骨子案の内容の説明を行っていただきました。また、特別講演では、元宮崎県知事の東国原英夫様に講演を依頼いたしました。

フォーラムには約400名の出席がありまして、参加されました皆様にはアンケート調査を実施し、その結果は40ページから49ページに掲載しております。後ほどごらんいただければ幸いです。

次に、4ページ上段です。7、今後のスケジュールを申し上げます。

今後の予定といたしましては、年明けの平成30年1月から2月にかけて、市内10会場においてタウンミーティング、いわゆる住民説明会を実施する予定です。内容としましては、これまでの条例検討の取り組み状況を報告するとともに、今回の検討委員会で作成しました条例骨子案について説明いたします。あわせて、質疑応答やアンケート等を実施いたしまして、条例の必要性を含め、条例骨子案に関する御意見をいただく予定でございます。

また、今後、検討委員会を3回開催しまして意見を取りまとめ、平成30年5月を目標に条例骨子を作成しまして、市長へ報告する予定でございます。

以上が今後の活動スケジュールとなります。

次に、下段の8、条例骨子案について御説明いたします。

条例骨子案につきましては、6ページから31ページに添付しておりますが、ここでは条例骨子案の概要について簡単に説明いたします。

まず、項目1、八代市が目指す条例は、市民のまちづくりへの参画に力点を置いた条例となっております。以前、多くの自治体で策定されました自治基本条例とは異なり、いわゆる市民

参加型の条例を目指しております。この違いにつきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、(2) 骨子案の概要です。

①条例骨子の構成としましては、協働のまちづくりに取り組む基本原則や、まちづくりの主体となる市民や市民の役割、市民参加による協働の推進のための仕組みを明らかにしました。また、地域自治組織の役割や市との協働を明記いたしまして、市民活動の推進による市民主体のまちづくりについて定めております。

次に、②誰にでもわかりやすく、なじみやすい文章としました。多くの市民の皆様に御理解いただくことが必要でございますので、難しい行政用語はなるべく使用せず、です、ますの口語体としまして、誰にでもわかりやすい、なじみやすい文章としております。

また、③条例に前文を設けることといたしました。市民の皆様に条例の趣旨をよく御理解いただくため、前文を定めました。この条例骨子案の作成におきましては、検討委員会の中で協議、検討を重ねていただきました。

次に、先ほどの自治基本条例と市民参加型条例について御説明いたします。5ページをお開きください。

他自治体におけるまちづくり条例でございます。

現在、住民自治やまちづくりに関する条例は、全国の約360市町村で策定されております。県内には、平成20年の大津町を皮切りに、熊本市、合志市、荒尾市、菊陽町、玉名市でも策定されております。しかし、そのほとんどが自治基本条例と言われる条例でありまして、条例の最高規範性とか議会の役割、住民投票などの内容が記載されております。

この自治基本条例については、一部御指摘もあっております。1点目として、条例間に優劣はなく、この条例を最高規範とする根拠がな

い、2点目としまして、議会制民主主義が制約される、3点目に、住民投票権の範囲が不明確であるなど、課題に対する御指摘があり、以前、総務委員会の委員からも御意見をいただいているところでございます。

そのため、本市においての今回の条例骨子案の特徴としましては、当該条例の最高規範性は記載しておりません。また、議会の役割、住民投票などについても、既に地方自治法において記載されておりますので、この条例で改めて記載する必要はないものと考え、記載しておりません。

本市の条例策定におきましては、市民のまちづくりへの参画に力点を置いた市民参加型の条例を目指しておりまして、特に地域協議会の役割、地域協議会への市の支援を重点に掲げております。

このような条例は、奈良市、下関市など約120の自治体において策定されております。

次に、6ページをお開きください。

仮称八代市協働のまちづくり推進条例骨子案をまとめました中間報告書です。

8ページをごらんください。

条例の構成でございます。前文と全7章の構成としております。

まず、前文を設け、次に第1章、総則、第2章、市民の役割、第3章に市の役割、第4章に協働の推進、第5章に地域自治の推進、第6章に市民活動の推進、第7章に雑則の構成となっております。

次に、条例骨子案の中身ですが、時間の都合上、全て詳細に御説明することはできませんので、ここでは特に地域協議会に関連が深い第5章の地域自治の推進についてのみ御説明いたします。25ページをお開きください。

25ページから27ページまでは、地域協議会、いわゆるまちづくり協議会のことを記載しております。

本市においては、平成24年から平成26年までに市内の全校区21校区に地域協議会が設立されまして、それぞれ市とパートナーシップ協定を結んでおります。しかし、現在、地域協議会の定義、法的な根拠、規定がないまま、市は地域協議会に対して人的、財政的な支援を行っている状況でございます。

そこで、本条例の策定によって、地域協議会の組織を明確化し、今後、本市が普遍的に支援していくことを明文化することといたしました。

地域協議会についての内容としましては、定義と役割、活動を促進するために市が支援すること、まちづくりの拠点としてのコミュニティセンターの活用などを記載しております。

最後に、まとめとなりますが、条例策定につきましては、決して拙速とならず、八代市にふさわしい条例の策定に向け、一步一步進めてまいりたいと考えております。そのために、今後、市民の皆様と十分対話、協議していくとともに、市議会にも随時、御報告し、御理解いただけるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、説明を終わります。

○委員長（前川祥子君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（古嶋津義君） 先ほど説明の中でありましたが、自治条例とか、議会基本条例とか、よその自治体に行けば、ちょっとおかしいなと、先ほどお話が出ました最高の規範であるとか、一部そういうのも見かけますので、その辺のところは、ぜひ十分に気をつけて、策定に向けていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で八

代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の取り組み状況についてを終了します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（相談業務機能強化に伴う人権特別相談員の設置について）

○委員長（前川祥子君） 次に、相談業務機能強化に伴う人権特別相談員の設置についてをお願いいたします。

○市民環境部長（國岡雄幸君） 次の案件につきましても市民環境部の所管でございます。

この相談業務機能強化に伴う人権特別相談員の設置につきましては、おおまか取りまとめができましたので、議会に御報告するものでございます。

中身につきましては、人権政策課の澤田課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○人権政策課長（澤田宗順君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人権政策課長の澤田です。

相談業務機能強化に伴う人権特別相談員の設置について、座りまして説明をさせていただきます。

お配りしております、相談業務機能強化に伴う人権特別相談員の設置についての資料をお願いいたします。

まず、本日の説明につきましては、本市の人権案件に係る相談業務機能強化に伴いまして、新たに人権特別相談員を平成30年度から設置することについて、事前に説明をさせていただきます。

なお、設置に当たり、関係例規の整備はこれからですが、これまで市の法規と協議を行う中、設置規則で対応することとしておりますが、当該相談員の報酬については、八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正が必要となりますので、この点につきましては、来年3月の定例

会に上程をいたしたいと考えているところです。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

それでは、まず、人権案件に係る相談業務機能強化に伴い、新たに人権特別相談員を設置することに至った経緯について説明をいたします。

平成11年、現在の八代市と氷川町及び関係機関、団体で構成しています八代地域人権教育のための推進会議におきまして、人権教育推進に係る八代地域行動計画を策定しています。

この計画には、相談機能の充実として、八代人権オンブズパーソンの設置を目指すことについて明示されていました。

推進会議内に人権オンブズパーソンワーキングチームが設置、検討され、平成24年、推進会議の附属機関として八代地域人権オンブズパーソンが発足しています。

この人権オンブズパーソンは、平成24、25年度の2カ年間活動がなされましたが、推進会議総会におきまして、人権オンブズパーソン制度を休止し、見直しを図ることが議決されています。

平成26年度、推進会議総会の議決を受けまして、推進会議内にワーキングチーム会議が設置され、人権オンブズパーソン制度の見直し検討のための会議が行われています。

この会議では、現行制度の抱える課題の要因は、根拠法令に基づいて設置されたものではないことに起因するという結論に達し、その結果は、平成27年度、推進会議総会におきまして、人権オンブズパーソン制度の見直しについてということで報告がなされています。

推進会議では、八代市、氷川町、運動団体と協議を行い、平成28年2月の推進会議臨時総会におきまして、現行法の範囲内で実施できるものとして、八代市、氷川町に対して相談業務

の機能強化案を提案することと、あわせて、八代地域人権オンブズパーソン制度の廃止も決定されています。

その後、同月、本市及び氷川町それぞれに対して、相談業務機能強化案が提案されております。

本市としましては、この提案をもとに、市民の皆様が抱えるさまざまな人権案件の解決に向けた相談業務の機能強化を推進するため、平成28年10月、市役所庁内に八代市人権案件に係る相談業務機能強化検討プロジェクトチームを設置し、相談業務の機能強化策について協議、検討を行ってまいりました。プロジェクトチームには、人権案件に関係する4部14課の課長補佐、係長級の職員を充てたところです。

本年度に入りまして、プロジェクトチームにおいて検討した結果を、市民の人権案件の解決に向けた相談業務の機能強化策として、人権特別相談員制度を設置することを市の基本的な考え方とすることについて、方針の確認を行い、設置に向けた諸準備を進めてまいりました。

また、11月の政策会議におきまして、平成30年度から人権特別相談員を設置することについて確認いただいたところです。

それでは次に、今回設置します人権特別相談員につきましの役割等について説明をさせていただきます。資料の2ページをごらんください。

まず、設置の目的についてですが、さまざまな悩みを持った市民の皆様の不安の解消と解決に向け、相談案件の中でも人権案件に関して、法的、心理的に専門性の高い相談業務を実施するために、人権特別相談員を設置するものです。法律の専門家などによる相談業務を実施することにより、市民からより高い信頼を得られるとともに、早期の問題解決に向けた相談が実施できるものと考えております。

次に、職務内容についてですが、この人権特

別相談員は、弁護士と臨床心理士が担当し、法律の専門的見解を要する相談や精神的ケアを要する相談などを受け、さまざまな悩みを持った市民の不安の解消と解決に向け、それぞれの専門家の知見に立った、法的、心理的に専門性の高い助言を行うこととなります。

次に、構成についてですが、人権特別相談員は、市長が委嘱する非常勤の特別職で、弁護士2名、臨床心理士1名の3名を充てる予定で、任期は3年としております。制度としましては、当該相談員設置規則により位置づける予定ですが、当該相談員の報酬及び旅費につきましては、八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正を3月の定例会でお願いしたいと考えているところです。

なお、当該相談員の相談業務実施につきましては、相談すべき案件が発生した場合に、相談のケースに応じて弁護士または弁護士及び臨床心理士が対応するものとしております。

次に、手続については、3ページの図1とあわせてごらんください。

まず、各課における相談の実施です。

各課の相談窓口では、相談内容に応じて、相談者からの相談を受けています。相談窓口には、法令に基づき設けられたものがあり、解決に向け、法的に、調査や救済措置など権限が与えられたものなどもあります。また、必要に応じて、各分野の相談員や国、県等の窓口との連携を図り、相談の解決に向け取り組んでいますので、まずは、それぞれの相談窓口で対応していただくこととなります。

次に、それぞれの相談窓口において、人権特別相談員による相談が必要と考えられる場合、いわゆる人権案件に係る法的、心理的に専門性が高いと考える相談には、各課で相談情報を確認、整理していただきます。

その後、関係課は、確認、整理した相談情報を人権政策課に連絡し、関係課と人権政策課、

人権相談員が相談情報に基づき協議を行い、当該相談が人権案件に関する法的、心理的に専門性の高い相談が必要かどうかを人権政策課で判断することとなります。

協議の結果、人権特別相談の対象となる案件と判断した場合には、人権特別相談員による人権案件に係る特別相談を実施することとなります。

最後に、相談対象の判断基準につきましては、原則、民民間の人権侵害を受けた人権案件で、法的、心理的に専門性が高い相談が必要と考えられる場合と考えております。この中では、法的手続、精神的ケアなどが必要な場合や、高齢者、障害者、女性問題など複雑に絡む人権案件などがそれらに相当するものと想定をしているところです。

今後の対応としましては、3月の市議会定例会で関係例規の整備を図るとともに、人権特別相談員の設置に向けた準備を行ってまいりたいと考えているところです。

以上で、人権案件に係る相談業務機能強化に伴う人権特別相談員の設置について、説明を終わらせていただきます。

○委員長（前川祥子君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（古嶋津義君） 意見として申し上げますが、相談員の人選についてはですね、慎重に、ひとつ当たっていただきたいと思います。特に、過去の反省を踏まえながらですね。特に、ここに弁護士さんて書いてある。弁護士さんもですね、それぞれ違いますので、左寄りの弁護士さんもおられるし、そういう偏った考え方じゃなくてですね、中立性のある、平等性のある方を選んでいただきたいと。意見として申し上げます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（橋本隆一君） ちょっと確認ですが、

いわゆる子供さんの学校現場での相談ちょうのは、学校教育のほうでされるということの理解でよろしいですか。

○人権政策課長（澤田宗順君） 委員さんおっしゃりましたとおり、学校現場での対応というふうなことで考えております。（委員橋本隆一君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で相談業務機能強化に伴う人権特別相談員の設置についてを終了します。

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査（第2次八代市総合計画基本計画の検討状況について）

○委員長（前川祥子君） 次に、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査に関連して、2件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、第2次八代市総合計画基本計画の検討状況についてをお願いします。

○企画振興部長（宮村明彦君） お世話になります。

ただいま委員長からお話がありましたとおり、第2次八代市総合計画基本計画を今策定中でございます。現在のところの状況報告をさせていただきますと思います。

説明は担当課長をもってさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○企画政策課長（田中 孝君） 企画政策課の田中でございます。よろしく願いいたします。それでは、着座にて御説明をさせていただきます。

それでは、第2次八代市総合計画基本計画の検討状況について御報告をいたします。

前回、9月議会の総務委員会におきまして、

基本構想の検討状況について御報告をいたしましたが、その中で、市の将来像と目標人口については検討中であったため、記載をしておりませんでした。今回、市の将来像と目標人口を含めた基本構想につきましてパブリックコメントを実施いたしましたので、改めて市の将来像と目標人口について、最初に説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料1のほうをごらんください。

資料1の将来像のほうでございますが、将来像とは、第2次八代市総合計画の計画期間におきまして、目標とする八代市の姿をあらわすものでございます。

この将来像を実現するために、前回説明いたしました、基本構想における5つの基本目標を掲げまして、さまざまな分野における取り組みを取りまとめたものが総合計画でございます。

今回、第2次総合計画における将来像を、記載のとおり、しあわせあふれるひと・もの交流拠点都市“やつしろ”というところでしております。

この意味につきましては、その下の（2）将来像の言葉に込められた意味のところでございますが、まず前段のしあわせあふれるの部分で、子供を安心して生み育てられるためのまちづくりや、住みなれた地域で安心して暮らしていけるまちづくりを進めることで、多様で豊かな自然の恩恵のもと、個性や能力を発揮しながら、郷土への誇りと将来への夢を持って住み続けることができ、誰もが幸せにあふれる、やつしろを目指すというものでございます。

また、後段のひと・もの交流拠点都市“やつしろ”の部分につきましては、八代妙見祭のユネスコ無形文化遺産登録、八代港の機能拡張など、国内外から注目されている環境が整うことによる人の流れと、南九州の結節点という拠点機能、八代港からアジアへの輸出の増加による物の流れというような、ひと、ものの交流によ

る交流拠点都市を目指すというものでございます。

なお、このしあわせという文言は、昨年度実施いたしました市民アンケート等の基礎調査の結果から、笑顔だったり、活気だったり、夢などの文言が多く出されておりましたことから、それらを総括する言葉としてしあわせとしたところでございます。

次に、目標人口について御説明をしたいと思っております。こちらの資料2のほうの2ページのほうをごらんください。

第2次総合計画における目標人口につきましては、緑の部分でございますが、目標人口を12万人と設定しております。

その設定の考え方でございますが、目標人口の設定に当たりまして、現行計画における目標人口の設定の考え方に基づき、設定をしたところでございます。

現行計画におきましては、平成17年の国勢調査人口から計画最終年度でございます平成29年度までに約1万4000人の人口が減少すると推計され、総合計画の取り組みにより、減少数を半分の約7000人に抑制するというような考え方で、目標人口を13万人と設定しておりました。

この考え方で、第2次総合計画におきましては、平成27年の国勢調査人口約12万8000人から、国立社会保障・人口問題研究所、俗に言います社人研のほうが公表しております、計画最終年度である2025年度、平成37年度の推計人口約11万3400人の減少数約1万4000人を半分に抑制するということで、目標を12万人と設定をしたところでございます。

その下の表でございますが、この12万人における年少人口、生産年齢人口、老年人口の内訳を表に記載しておりますが、これは社人研が公表しております推計人口の割合に準じて算出

したものでございます。

この内訳につきましては、目標人口12万人における参考的な内訳ということでござんいただければと思っております。目標とする数値というわけではございません。

続きまして、資料3のほうをお願いいたします。A3の縦長でございます。

本日、基本計画の検討状況について御報告をいたしますが、基本計画が総合計画のどの部分になるのかということにつきまして説明をしたいと思っております。

この資料3の第2次総合計画体系図案でございますが、基本構想と基本計画から構成をされております。左側の部分が、これまで検討いただき、パブリックコメントを実施した基本構想の部分で、基本目標と施策の大綱を記載しております。そして、右側の部分が現在検討しております基本計画の施策の部分でございます。

分野と具体的な施策1から102まで記載しております。この分野という部分は、第2次総合計画から新たに記載するもので、施策を並べたときに、市民にとってわかりやすいよう、施策ごとの見出しのようなものとして記載しております。

提示しております施策は、起案専門部会、起案委員会の意見を反映させた、現時点における分野と施策でございます。

基本計画では、基本構想における基本目標と施策の大綱にひもづく、具体的な施策、一番右側でございますが、これにつきまして記載をしておりまして、実際どのような内容が記載しているかにつきましては、資料4の、こちらの基本計画案の冊子のほうをごらんください。

この資料4の1ページをちょっとあけていただきまして、こちらで説明をさせていただきたいと思っております。

この資料4の1ページで説明を申し上げますと、一番上に基本目標、誰もがいきいきと暮ら

せるまちと記載してございます。その下に、施策の大綱でございます、人権が尊重されるまちづくり、さらには分野といたしまして人権、具体的な施策であります人権教育・人権啓発の推進を記載しております。

この人権教育・人権啓発の推進という施策の現状と課題、さらに施策の内容、関連計画と主な事業を記載し、基本計画とする予定でございます。

本日、関連計画と主な事業の欄は空白になっておりますが、今後、検討を進めながら記載することといたしております。

また、具体的な施策、人権教育・人権啓発の推進における現状と課題、施策の内容につきましては、庁内の検討組織において取りまとめたものでございます。

時間の都合もございまして、本日は全ての施策の説明はいたしません、その他の施策につきましても、このような内容で作成してあるところでございます。

これからのスケジュールでございまして、今後につきましては、平成30年1月にパブリックコメントを実施いたしまして、2月に策定審議会から市長に答申をいただいた上で、内部決定を行い、3月の、こちらの総務委員会において報告する予定といたしております。

以上、第2次八代市総合計画基本計画の検討状況について、御報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（大倉裕一君） 副都心として、さらなる飛躍が期待されているという中において、人口は12万というふうな、現在よりも減少するという、そういう目標に、ちょっとがっかりした気がしました、というのが意見です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で第2次八代市総合計画基本計画の検討状況についてを終了します。

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
（第3次八代市行財政改革大綱の策定状況について）

○委員長（前川祥子君） 次に、第3次八代市行財政改革大綱の策定状況についてをお願いいたします。

○企画振興部長（宮村明彦君） 引き続き、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

次は、今、委員長からありましたように、第3次八代市行財政改革大綱の策定状況について説明いたします。

御承知のとおり、この行財政改革大綱というものは総合計画を下支えするものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は、担当課長をもって説明させます。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（田中 孝君） 引き続き、企画政策課、田中でございます。着座にて御説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、お配りしております資料をもとに御説明させていただきたいと思っております。

第3次八代市行財政改革大綱の策定状況についてでございます。

策定作業は、市長を本部長といたします行財政改革推進本部で行っております。さらに、行財政改革推進本部で検討いたしました内容に対して、8名の有識者で構成をいたします行財政改革推進委員会をこれまで3回開催し、御意見をいただいたところでございます。

では、資料のほうをごらんください。こちらにつきましては、現在、まだ策定途中という状

況でございます。

めくっていただきまして、1ページから第1章となっておりますが、1ページから3ページにつきましては、第1章といたしまして、これまでの行財政改革の取り組みについて、職員数の推移、また財政効果額等を記載しておるところでございます。

次に、4ページから12ページの間ににつきましては、第2章、そういうことで、第2章の前半部分ということで、本市の財政状況を掲げ、継続した改革の必要性について記載しておるところでございます。

飛びますが、13ページのほうをごらんください。

こちらには、改革の基本方針といたしまして、市民と共に、次世代に誇れるまちを目指してという方針を掲げまして、その考え方を記載したところでございます。

下から10行目程度、段落で申しますと4つ目の部分でございますが、第3次行財政改革では、これまでの取り組みである量的改革を基本に、第2次行財政改革で推進してきました限りある行政資産——予算、人材、資産をいかに効率的に活用するかという質的改革について、さらに強化、継続していく考え方を掲げておるところでございます。

次に、14ページをごらんください。

こちらのほうに、具体的に改革が目指すものといたしまして、効率的で健全な行財政運営、市民協働の推進の2点を掲げております。

少し飛びますが、22ページのほうをごらんください。

こちらのほうに、改革の体系図を記載しております。左側から、改革が目指すものとして、効率的で健全な行財政運営、さらに市民協働の推進、この2点を掲げまして、それぞれ改革の柱といたしまして、効率的な行政運営、さらには健全な財政運営、情報化の推進、市民参画の

推進、住民自治の推進、この5つを掲げまして、さらに、その下に改革の方策として計13項目を掲げ、整理をしたところでございます。

戻っていただきまして、申しわけございません。15ページからでございますが、この15ページから22ページまで、先ほどの体系図で申しました改革の柱ごとに、その方策や主な取り組み項目を記載しておるところでございます。申しわけございませんが、それぞれの内容につきましては、また後ほどごらんいただければと思います。

23ページをお開きください。

こちらに、第4章といたしまして、この大綱の計画期間、2018年から2026年までの8年間とすること、さらには2点目で、推進体制、市長を本部長として八代市行財政改革推進本部を中心として、全庁的体制で取り組んでいくということを記載しておるところでございます。そのほか、実施計画の策定、4点目で進捗管理及び公表ということで整理しておるところでございます。

次に、24ページ、次ページをごらんください。

こちらにつきましては、先ほどの推進体制を体制図として記載しておるところでございます。

最後に、25ページ以降につきましては、参考資料といたしまして、関係例規等を記載しております。

これらの今後のスケジュールでございますが、今後は、総合計画の基本計画と合わせまして、平成30年1月にパブリックコメントを実施いたしまして、2月に有識者で構成する行財政改革推進委員会から市長へ答申をいただき、内部決定後に、3月の定例会におきまして本総務委員会へ御報告する予定といたしております。

以上、第3次八代市行財政改革大綱の策定状

況について、御報告とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長（前川祥子君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で第3次八代市行財政改革大綱の策定状況についてを終了します。

次に、本委員会の管外行政視察について協議のため、しばらく小会いたします。

（午後2時20分 小会）

（午後2時24分 本会）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、本委員会の管外行政視察についてお諮りいたします。

本委員会の管外行政視察については、これを実施したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、平成30年1月17日から19日までの3日間、大阪府守口市、奈良県奈良市、兵庫県神戸市へ、行財政の運営に関する諸問題の調査のため、行政視察を行うこととし、議長宛て、派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

（午後2時26分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成29年12月15日

総務委員会

委員長